

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

第7次改定版 (平成29～38年度)

平成29年3月

鶴ヶ島市・毛呂山町・鳩山町・越生町
埼玉西部環境保全組合

目 次

第1章 計画改定の主旨	1
第1節 計画改定の背景と目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画対象区域	2
第4節 広域的取組の推進	2
第5節 計画期間	2
第2章 地域の概況	3
第1節 自然的状況	3
第2節 社会的状況	5
第3節 構成市町の総合計画等における廃棄物処理施策	12
第3章 国及び県の廃棄物の減量及び適正処理に関する基本方針等	16
第1節 国の基本方針	16
第2節 環境、廃棄物及びリサイクル関連の法体系	17
第3節 埼玉県の動向	18
第4章 ごみ処理の現状と課題	21
第1節 ごみ処理の現状	21
第2節 ごみ処理の課題	47
第5章 ごみ処理の基本方針	49
第1節 ごみ処理の基本理念	49
第2節 ごみ処理の基本方針	49
第3節 ごみ処理の目標	50
第6章 ごみ排出量等の将来推計	53
第1節 将来推計人口	53
第2節 ごみ・資源排出量	54
第7章 ごみ処理基本計画	55
第1節 基本的事項	55
第2節 発生抑制・排出抑制	57
第3節 収集・運搬計画	60
第4節 中間処理計画	62
第5節 最終処分計画	66
第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項	67

(注) 本計画における廃棄物及び資源物の量等の実績値又は推計値の取扱いについては、原則として表示単位未満を四捨五入している。

なお、統計上（t、g、日量、年間の量等、表示単位の相違による誤差等）及び表示単位未満の四捨五入の取扱いの関係から表内合計、年間の数値等について一致しない場合がある。

第1章 計画改定の主旨

第1節 計画改定の背景と目的

埼玉西部環境保全組合（以下「組合」という。）では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を定めて組合圏域における一般廃棄物処理の方向性を示し、平成22年3月には第6次改訂版（平成22～36年度）を策定して一般廃棄物の処理を進めてきた。

第6次計画改訂から7年が経過し、組合圏域の人口、年齢構成の変化、更にこの間で高倉クリーンセンターの更新計画が具体的になったこともあり、構成市町及び組合のごみ処理に関する状況が変化しつつある。

そこで、組合圏域におけるごみ処理の現状と課題を整理し、構成市町及び組合としての今後のごみ処理の方策を明らかにすることを目的として一般廃棄物（ごみ）処理基本計画第7次改定版（以下「本計画」という。）を策定する。

第2節 計画の位置付け

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされている。

本計画は、構成市町及び組合が長期的・総合的視野に立って、ごみ処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、ごみの排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全てを包含するものである。

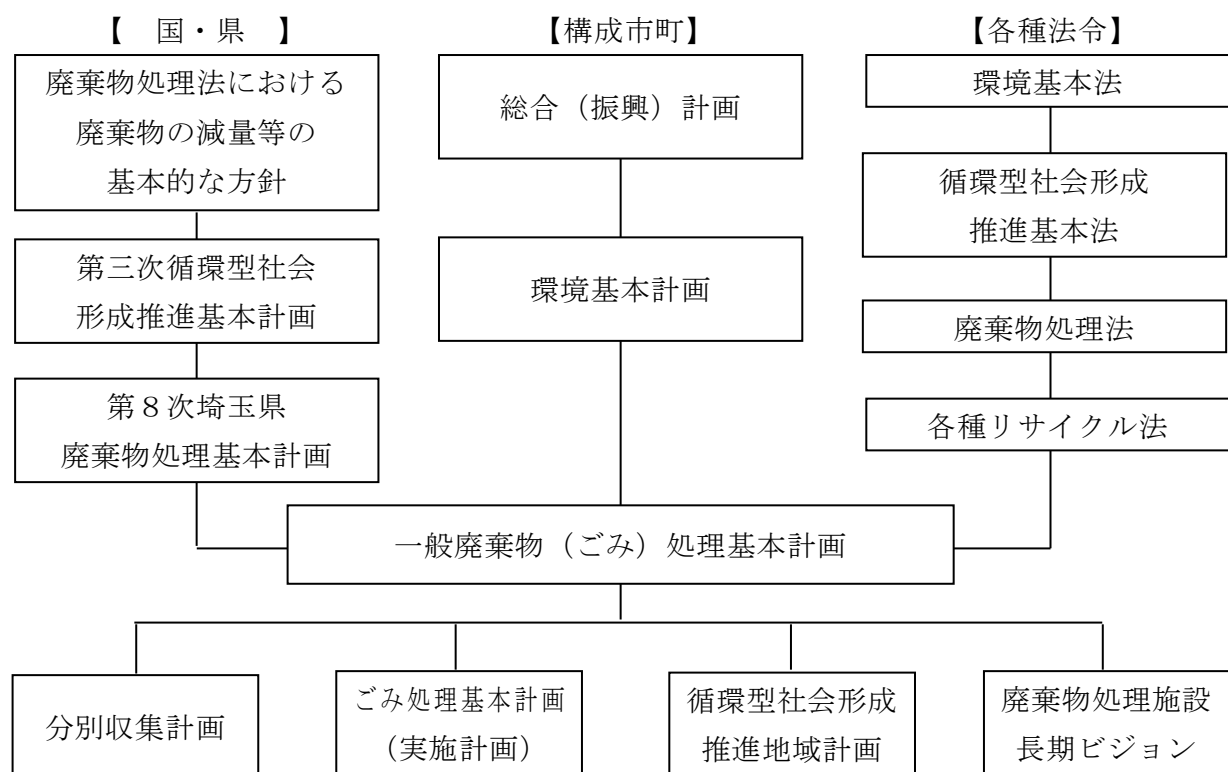


図 1.1 本計画の位置付け

第3節 計画対象区域

計画対象区域は、埼玉西部環境保全組合構成市町の鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町の全域とする。



図1.2 計画対象区域

第4節 広域的取組の推進

組合では、埼玉県が広域化計画を策定する以前の昭和 46 年度から鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町の 1 市 3 町（平成 28 年 3 月末現在管内人口 131,222 人）を構成市町として一部事務組合を設立し、ごみ処理経費節減のため広域的なごみ処理に取り組んできた。今後も、一部事務組合による合理化と効率化を基本とした広域処理を継続していくものとするが、更なる広域化についても、現在のごみ処理体制や地理的・社会的な特性及び他の広域事務との整合や市町村合併の動向をみながら検討していく必要がある。

広域化の手法としては、「組合を構成する自治体の数を拡大する方法」が一般的に考えられるが、そのほかにも最近では、組合を設立させることなく共同して事業化する手法、或いは他自治体間で互いの余剰能力を融通しあう手法、民間委託と同様公共自治体間で受委託する方法なども考えられ、新たな手法として今後研究する必要がある。

第5節 計画期間

本計画は、平成 29 年度を初年度とする 10 年間を計画期間とし、計画目標年度を平成 38 年度と定める。また、計画の進捗を確認するため、平成 33 年度を中間目標年度とする。

なお、概ね5年後、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行うものとする。

計画策定年度	平成 28 年度
計画期間	平成 29～38 年度
計画中間目標年度	平成 33 年度
計画目標年度	平成 38 年度

2. 気 象

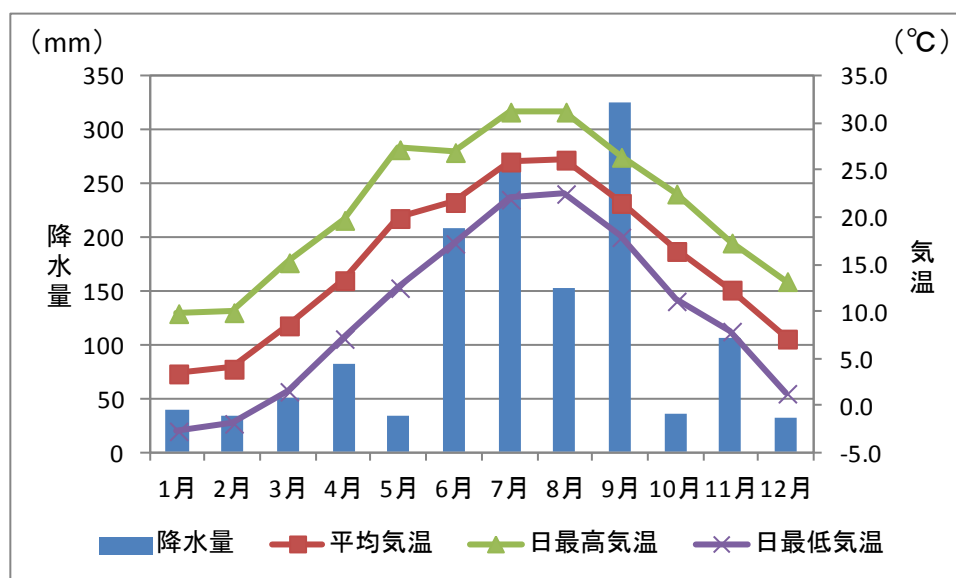
平成 18 年から平成 27 年までの 10 年間の気温及び降水量を表 2.1 に、平成 27 年の月ごとの降水量及び気温の状況を図 2.2 に示す。10 年間の平均気温は 14.4 °C であり、最高気温は平成 25 年の 39.8 °C が最も高い。年間降水量は、10 年間の平均で 1,372.8 mm であり、夏季に比べて冬季は少ない。

表2.1 気温、降水量の推移

区分 年	気温(°C)			年間降水量(mm)	
	平均	最高	最低	総量	一日最大
平成 18 年	14.1	36.8	-9.4	1,441	118
平成 19 年	14.5	39.1	-6.7	1,251	121
平成 20 年	14.1	37.0	-7.8	1,401	97
平成 21 年	14.4	37.1	-8.0	1,105.5]	100.5]
平成 22 年	14.7	38.5	-8.6	1,188.0]	63.5]
平成 23 年	14.2	39.4	-10.2	1,396.5	162.5
平成 24 年	14.1	37.6	-9.8	1,269	102.5
平成 25 年	14.6	39.8	-8.9	1,206	100.5
平成 26 年	14.3	38.6	-9.3	1,651.5	149
平成 27 年	15.1	38.3	-7.0	1,366.5	166.5
平均	14.4	38.2	-8.6	1,372.8	127.1

]:統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている(資料不足値)。値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上(以下)であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。

資料：気象庁 HP (鳩山地域気象観測所)



資料：気象庁 HP (鳩山地域気象観測所)

図 2.2 気温、降水量の年間変動 (平成 27 年)

第2節 社会的状況

1. 人口・世帯数の推移

平成18年度から平成27年度までの人口及び世帯数の推移は表2.2及び図2.3に、平成28年1月1日現在における年齢別男女別人口は図2.4に示すとおりである。

組合全体の過去10年間の人口及び世帯数の推移についてみると、人口は減少傾向を示しており、世帯数は増加傾向を示している。

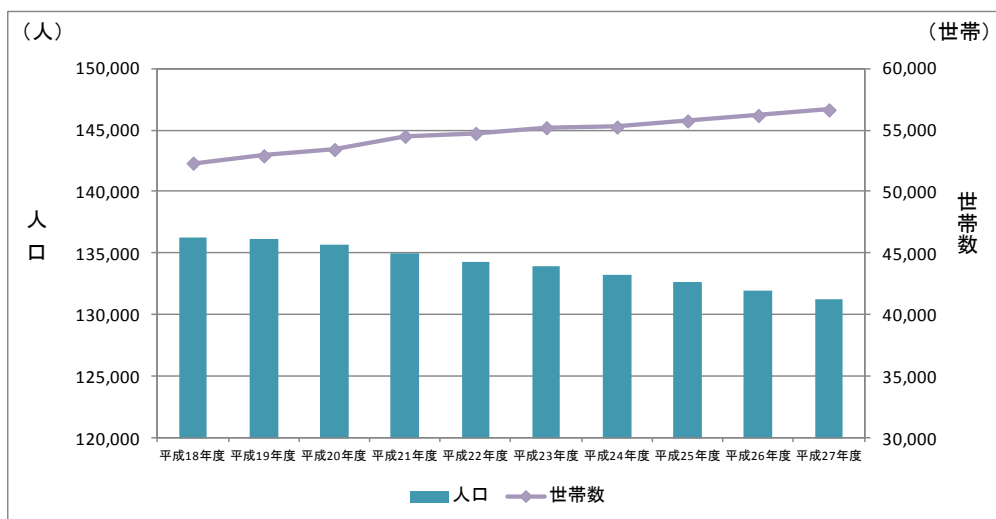
平成28年1月1日現在の年齢別男女別人口についてみると、男女とも65～69才の人口が最も多く、次いで40～44歳の人口が多くなっている。

表2.2 人口・世帯数の推移

年度 区分		平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度
人口 (人)	鶴ヶ島市	69,722	69,788	69,905	69,776	69,770	69,934	70,198	70,142	70,089	70,019
	毛呂山町	37,037	37,118	37,015	36,779	36,353	36,084	35,694	35,446	35,146	34,865
	鳩山町	16,134	15,907	15,704	15,525	15,339	15,136	14,857	14,643	14,434	14,306
	越生町	13,421	13,274	13,101	12,947	12,850	12,744	12,537	12,386	12,229	12,032
	計	136,314	136,087	135,725	135,027	134,312	133,898	133,286	132,617	131,898	131,222
世帯数 (世帯)	鶴ヶ島市	27,294	27,627	27,961	28,172	28,346	28,669	28,907	29,259	29,615	30,009
	毛呂山町	14,577	14,769	14,905	15,713	15,695	15,766	15,623	15,731	15,731	15,747
	鳩山町	5,631	5,675	5,694	5,729	5,770	5,795	5,802	5,833	5,891	5,939
	越生町	4,816	4,843	4,861	4,887	4,920	4,965	4,915	4,925	4,953	4,946
	計	52,318	52,914	53,421	54,501	54,731	55,195	55,247	55,748	56,190	56,641
世帯 当たり 人口 (人)	鶴ヶ島市	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
	毛呂山町	2.5	2.5	2.5	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
	鳩山町	2.9	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
	越生町	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
	平均	2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.3

各年3月31日現在

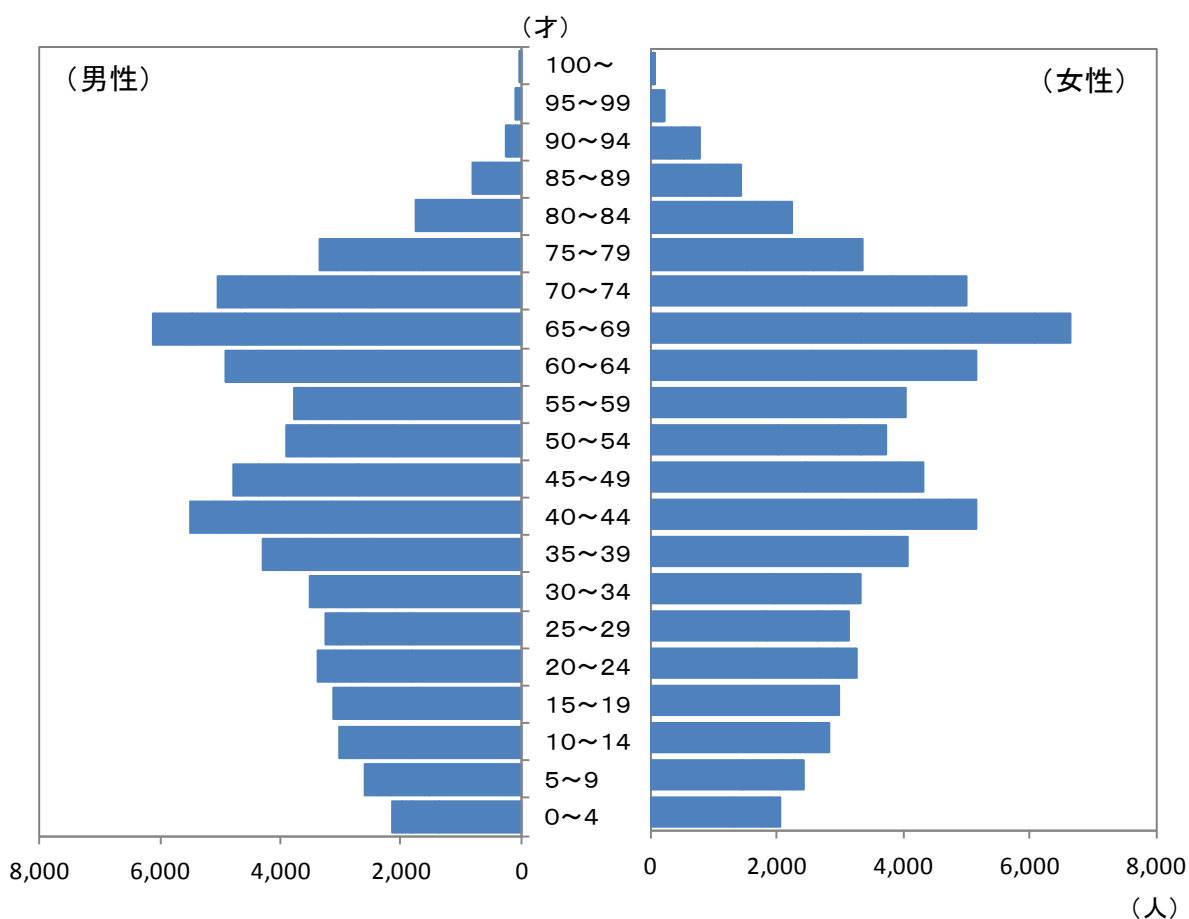
資料：各市町提供



各年 3 月 31 日現在

資料：各市町提供

図 2.3 人口・世帯数の推移（市町計）



資料：埼玉県推計人口

図 2.4 年齢別男女別人口（市町計、平成 28 年 1 月 1 日現在）

2. 産業の動向

(1) 産業別人口

産業別就業者人口の推移は表 2.3 及び図 2.5 に示すとおりである。

平成 26 年において構成市町の合計についてみると、第一次産業 0.3%、第二次産業 20.5%、第三次産業 79.2%となっている。

表 2.3 産業別就業者人口の推移

年 \ 区分	第一次産業		第二次産業		第三次産業		総数
	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	
平成 21 年	116	0.3	9,589	21.0	36,065	78.8	45,770
平成 24 年	92	0.2	9,388	23.6	30,361	76.2	39,841
平成 26 年	113	0.3	8,722	20.5	33,634	79.2	42,469
鶴ヶ島市	19	0.1	5,079	22.1	17,842	77.8	22,940
毛呂山町	63	0.5	1,832	14.6	10,685	84.9	12,580
鳩山町	15	0.4	759	20.9	2,859	78.7	3,633
越生町	16	0.5	1,052	31.7	2,248	67.8	3,316

各年 2 月 1 日現在

資料：埼玉県統計年鑑

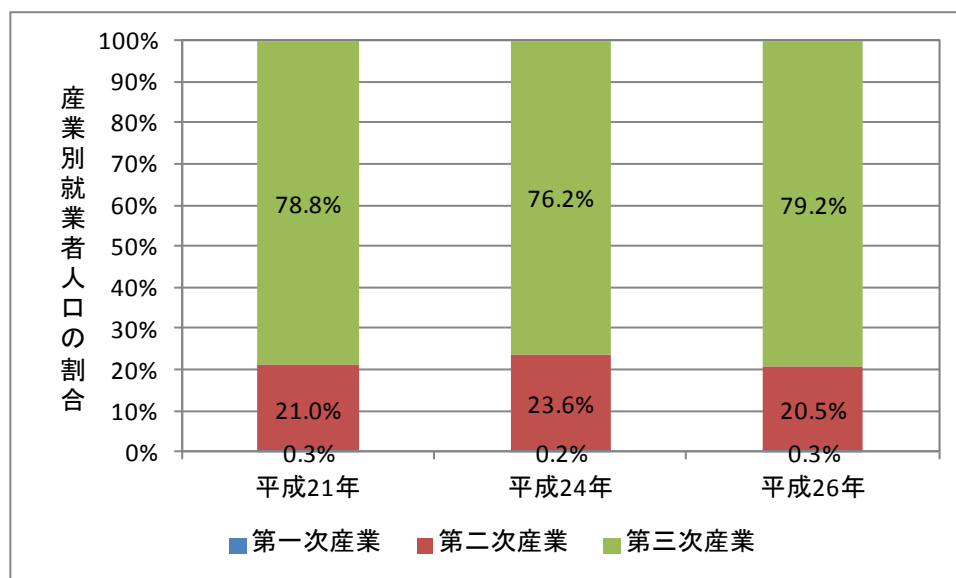


図 2.5 産業別就業者人口の推移 (市町計)

(2) 農 業

農業の推移は表 2.4 に示すとおりである。農家数は減少傾向を示しているが、自給的農家数は増加している。経営耕地面積は畑が平成 27 年に増加しているがそれ以外は減少している。構成市町別にみると、鳩山町は経営耕地面積が最も広く、そのうち田が 119ha と最も大きい。鶴ヶ島市は経営耕地面積の多くを畑（樹園地を除く）が占めている。

表 2.4 農業の推移

年 区分	農家数(戸)					経営耕地面積(ha)			
	総農家数	自給的農家数	販売農家数			計	田	畑(樹園地を除く)	樹園地
				専業	兼業				
平成 12 年	1,831	771	1,060	124	936	993	319	490	184
平成 22 年	1,693	840	853	158	695	671	244	304	124
平成 27 年	1,590	868	722	171	551	633	219	323	90
鶴ヶ島市	298	152	146	45	101	133	4	114	14
毛呂山町	461	291	170	35	135	146	53	71	22
鳩山町	420	194	226	51	175	227	119	99	9
越生町	411	231	180	40	140	127	43	39	45

各年 2 月 1 日現在

資料：埼玉県統計年鑑

(3) 工 業

工業の推移は表 2.5 及び図 2.6 に示すとおりである。事業所数は減少傾向を示しており、従業者数は平成 23 年をピークとして減少に転じ、製造品出荷額等は増減を繰り返している。構成市町別にみると、すべての項目において鶴ヶ島市の占める割合が大きい。

表 2.5 工業の推移

年 \ 区分	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成 21 年	182	4,827	11,969,636
平成 22 年	174	4,585	11,067,889
平成 23 年	185	4,951	12,151,738
平成 24 年	151	3,724	11,023,480
平成 25 年	150	3,627	11,241,315
鶴ヶ島市	52	1,888	7,262,699
毛呂山町	45	956	2,707,528
鳩山町	21	265	735,886
越生町	32	518	535,202

各年 12 月 31 日現在

資料：埼玉県統計年鑑

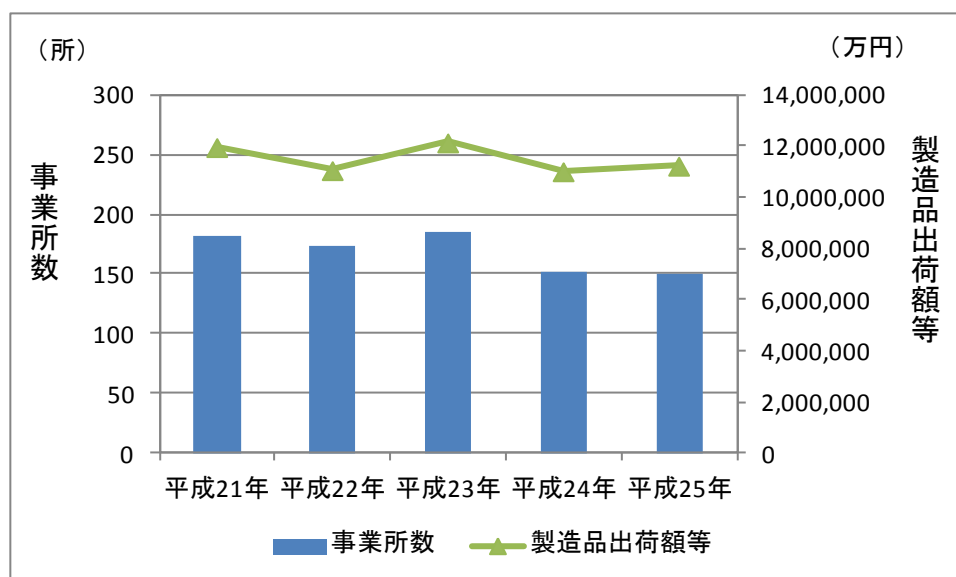


図 2.6 工業の推移（市町計）

(4) 商 業

商業の推移は表 2.6 及び図 2.7 に示すとおりである。商店数及び従業者数は減少傾向を示しており、年間商品販売額は平成 24 年に減少している。構成市町別にみると、すべての項目において鶴ヶ島市の占める割合が大きい。

表 2.6 商業の推移

年 \ 区分	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成 19 年	1,048	8,925	186,072
平成 24 年	753	6,785	152,767
平成 26 年	724	6,483	153,065
鶴ヶ島市	376	4,145	111,130
毛呂山町	206	1,602	28,477
鳩山町	61	354	7,857
越生町	81	382	5,601

各年 7 月 1 日現在

資料：埼玉県統計年鑑

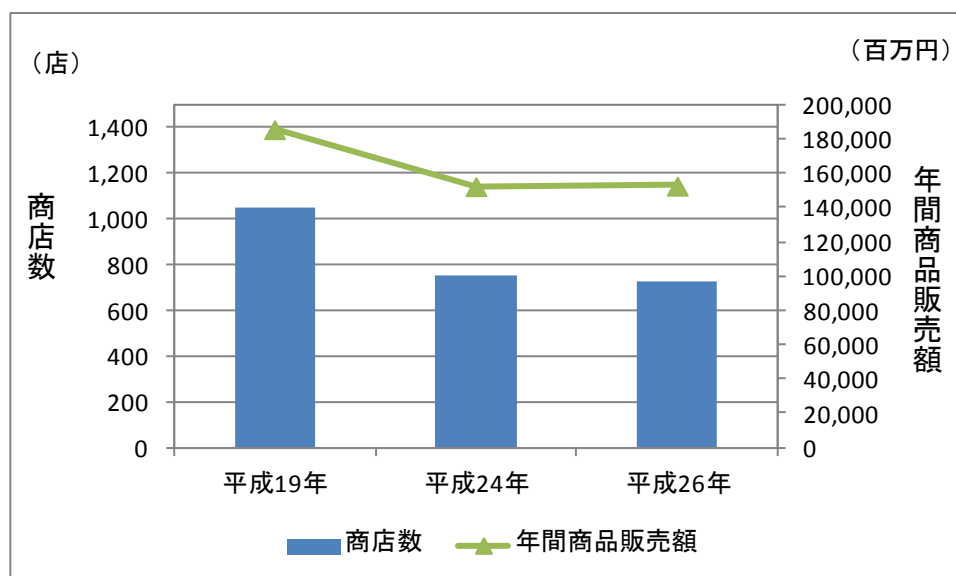
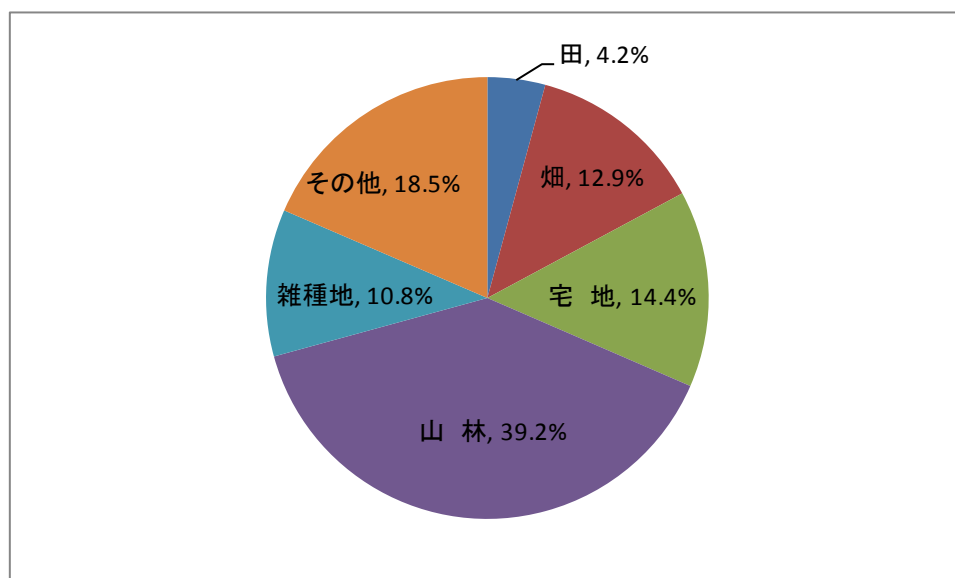


図 2.7 商業の推移（市町計）

3. 土地利用状況

組合圏域の土地利用状況は図 2.8 に示すとおりである。山林が全体の約 4 割を占めており、その他、宅地、畑の順に続いている。



平成 26 年 1 月 1 日現在

資料：埼玉県統計年鑑

図 2.8 土地利用の状況（市町計）

第3節 構成市町の総合計画等における廃棄物処理施策

1. 鶴ヶ島市

鶴ヶ島市の総合計画におけるごみ処理関連の施策は以下のとおりである。

名 称	第5次鶴ヶ島市総合計画 後期基本計画			
	平成28年3月			
まちづくりの基本方向	快適に暮らせるまち（環境・都市整備）			
	将来を見すえた市政運営（推進体制）			
ごみ処理関連の施策	5Rと環境衛生の推進			
	廃棄物処理と資源化の促進			
目的と方針	「5R（（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペアー））」などの取組や河川（水路）の水質改善などの環境衛生の取組によって、ごみの少ない清潔なまちにする			
	5Rを推進			
	地域の環境美化を推進			
	生活排水対策を進める			
	環境衛生を推進			
	「埼玉西部環境保全組合」が行う廃棄物処理（収集運搬・処分）および資源リサイクルや再生資源の利用を進める取組の促進などによって、環境への負荷の少ないまちにする			
	廃棄物の適正な処理を促進			
	資源化を促進			
	ごみ焼却処理施設（更新施設）の建設を促進			
	成果指標			
指標		現状値 H27	目標値 H32	指標の説明 鶴ヶ島市における1人1日あたりのごみの排出量を表す指標です（第2期鶴ヶ島市環境基本計画に掲げた目標値）。
1人1日あたりのごみの排出量		847g	819g	

2. 毛呂山町

毛呂山町の総合振興計画におけるごみ処理関連の施策は以下のとおりである。

名 称	第5次毛呂山町総合振興計画 総合戦略													
	平成27年10月													
まちづくりの基本方向	里山の環境を活かした都市基盤を創る													
	安全で快適なまちを創る													
	健やかで安心して暮らせるまちを創る													
	活力と夢のある産業のまちを創る													
	豊かな心と学びのあるまちを創る													
	みんなで築くまちを創る													
	基本方針	毛呂山町の個性あふれるまちづくり												
安全で安心して暮らせる快適なまちを創る														
協働によるまちづくり														
ごみ処理関連の施策	<table><tr><th>施策名</th><th>施策の内容</th><th>主な事務事業</th></tr><tr><td>廃棄物処理体制の整備</td><td>埼玉西部環境保全組合処理施設の効率的な維持管理に努めるとともに、次期更新施設の建設を推進します。また、中間処理施設や最終処分場の確保に努めます。</td><td>◆埼玉西部環境保全組合実施事業</td></tr><tr><td>減量化、資源化の推進</td><td>ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機器の普及や事業系ごみの排出抑制の啓発を進めます。</td><td>◆ごみの減量化・資源化事業</td></tr></table>			施策名	施策の内容	主な事務事業	廃棄物処理体制の整備	埼玉西部環境保全組合処理施設の効率的な維持管理に努めるとともに、次期更新施設の建設を推進します。また、中間処理施設や最終処分場の確保に努めます。	◆埼玉西部環境保全組合実施事業	減量化、資源化の推進	ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機器の普及や事業系ごみの排出抑制の啓発を進めます。	◆ごみの減量化・資源化事業		
	施策名	施策の内容	主な事務事業											
廃棄物処理体制の整備	埼玉西部環境保全組合処理施設の効率的な維持管理に努めるとともに、次期更新施設の建設を推進します。また、中間処理施設や最終処分場の確保に努めます。	◆埼玉西部環境保全組合実施事業												
減量化、資源化の推進	ごみの減量化・資源化を推進するため、生ごみ処理機器の普及や事業系ごみの排出抑制の啓発を進めます。	◆ごみの減量化・資源化事業												
指 標	<table><tr><th rowspan="2">指標名</th><th>現状値</th><th>目標値</th></tr><tr><th>平成26年度</th><th>平成31年度</th></tr><tr><td>① ごみ(可燃物・不燃物)収集量</td><td>10,023.20 t</td><td>9,922.97t</td></tr><tr><td>② 資源ごみ収集量</td><td>1,417.27 t</td><td>1431.44t</td></tr></table>			指標名	現状値	目標値	平成26年度	平成31年度	① ごみ(可燃物・不燃物)収集量	10,023.20 t	9,922.97t	② 資源ごみ収集量	1,417.27 t	1431.44t
	指標名	現状値	目標値											
平成26年度		平成31年度												
① ごみ(可燃物・不燃物)収集量	10,023.20 t	9,922.97t												
② 資源ごみ収集量	1,417.27 t	1431.44t												
関連計画	<table><tr><th>計画名</th><th>計画年度</th></tr><tr><td>埼玉西部環境保全組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画</td><td>平成22年度～平成36年度</td></tr></table>			計画名	計画年度	埼玉西部環境保全組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	平成22年度～平成36年度							
	計画名	計画年度												
埼玉西部環境保全組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	平成22年度～平成36年度													

3. 鳩山町

鳩山町の総合計画におけるごみ処理関連の施策は以下のとおりである。

名 称	第5次鳩山町総合計画 基本構想 一部改定																																																																	
	平成27年12月																																																																	
柱となる政策	環境と共生するまちづくり																																																																	
	総合的な景観づくり																																																																	
	緑と潤いのまちづくり																																																																	
	公園緑地の整備																																																																	
政策展開の基本視点	花と木と、人が織りなす潤いと魅力の里山																																																																	
推進する主な政策	総合的推進体制の整備・環境情報の活用推進																																																																	
	住民参加による環境づくりの推進																																																																	
	環境行動指針の策定・推進																																																																	
	地域エネルギーの利活用																																																																	
「環境と共生する まちづくり」の評価指 標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価 指標 番号</th><th rowspan="2">指 標 名</th><th colspan="3">現状値（H22）</th><th colspan="2">目 標 値</th><th rowspan="2">指 標 の 説 明</th></tr> <tr> <th>数 値</th><th>年度 (年)</th><th>県内町 村順位</th><th>数 値</th><th>年度 (年)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td><td>有機農業に取り組む農家戸数</td><td>4 戸</td><td>H21</td><td>—</td><td>20 戸</td><td>H32</td><td>町で奨励している新規就農者を含む有機農戸数</td></tr> <tr> <td>14</td><td>エコファーマー認定者数</td><td>0 人</td><td>H21</td><td>—</td><td>20 人</td><td>H32</td><td>環境保全型農業の取組計画を作成し認定された農業者数（都道府県知事認定）</td></tr> <tr> <td>15</td><td>特別栽培農産物認証面積</td><td>1.3ha</td><td>H21</td><td>—</td><td>20ha</td><td>H32</td><td>特別栽培農産物として認証された作付面積（都道府県知事認証）</td></tr> <tr> <td rowspan="3">*16</td><td rowspan="3">1人当たりのごみ排出量（年間）</td><td>316.5kg</td><td>H17</td><td rowspan="3">19 位 H17</td><td rowspan="3">250kg</td><td rowspan="3">H32</td><td rowspan="3">環境省「日本の廃棄物処理」</td></tr> <tr> <td>264.6kg</td><td>H13</td></tr> <tr> <td>282.6kg</td><td>H10</td></tr> <tr> <td rowspan="2">*17</td><td rowspan="2">ごみのリサイクル率</td><td>23.1%</td><td>H17</td><td rowspan="2">11 位 H17</td><td rowspan="2">30%</td><td rowspan="2">H32</td><td rowspan="2">環境省「日本の廃棄物処理」 全体のごみの量のうちリサイクル（資源）の占める割合</td></tr> <tr> <td>29.1%</td><td>H12</td></tr> </tbody> </table>							評価 指標 番号	指 標 名	現状値（H22）			目 標 値		指 標 の 説 明	数 値	年度 (年)	県内町 村順位	数 値	年度 (年)	13	有機農業に取り組む農家戸数	4 戸	H21	—	20 戸	H32	町で奨励している新規就農者を含む有機農戸数	14	エコファーマー認定者数	0 人	H21	—	20 人	H32	環境保全型農業の取組計画を作成し認定された農業者数（都道府県知事認定）	15	特別栽培農産物認証面積	1.3ha	H21	—	20ha	H32	特別栽培農産物として認証された作付面積（都道府県知事認証）	*16	1人当たりのごみ排出量（年間）	316.5kg	H17	19 位 H17	250kg	H32	環境省「日本の廃棄物処理」	264.6kg	H13	282.6kg	H10	*17	ごみのリサイクル率	23.1%	H17	11 位 H17	30%	H32	環境省「日本の廃棄物処理」 全体のごみの量のうちリサイクル（資源）の占める割合	29.1%	H12
評価 指標 番号	指 標 名	現状値（H22）			目 標 値		指 標 の 説 明																																																											
		数 値	年度 (年)	県内町 村順位	数 値	年度 (年)																																																												
13	有機農業に取り組む農家戸数	4 戸	H21	—	20 戸	H32	町で奨励している新規就農者を含む有機農戸数																																																											
14	エコファーマー認定者数	0 人	H21	—	20 人	H32	環境保全型農業の取組計画を作成し認定された農業者数（都道府県知事認定）																																																											
15	特別栽培農産物認証面積	1.3ha	H21	—	20ha	H32	特別栽培農産物として認証された作付面積（都道府県知事認証）																																																											
*16	1人当たりのごみ排出量（年間）	316.5kg	H17	19 位 H17	250kg	H32	環境省「日本の廃棄物処理」																																																											
		264.6kg	H13																																																															
		282.6kg	H10																																																															
*17	ごみのリサイクル率	23.1%	H17	11 位 H17	30%	H32	環境省「日本の廃棄物処理」 全体のごみの量のうちリサイクル（資源）の占める割合																																																											
		29.1%	H12																																																															

4. 越生町

越生町の総合計画におけるごみ処理関連の施策は以下のとおりである。

名 称	第五次越生町長期総合計画・後期基本計画	
	平成28年3月	
まちづくりの 基本方向	自然と調和した快適で安全なまち	
	ごみ処理対策の推進	
基本方針	ごみの分別・処理は、スケールメリットを活かした取組を進めるとともに、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみの分別を徹底するなど、ごみに対する町民の意識の高揚を図り、ごみの減量化やリサイクルを推進する	
	各地区やPTAなどが実施している資源ごみの集団資源回収事業を引き続き支援するとともに、実施団体数の増加を促進する	
ごみ処理関連の 施策	ごみ集積所の整備	
	ごみ集積コーナーの更新やごみ集積所の適正配置と計画的な用地確保に努める	クリーンタウン越生推進協議会を中心に、各地区の協力を得ながらごみ集積所の清潔保持に努める
	ごみ処理施設の整備・充実	
	多様化するごみの分別・処理に対応するため、処理施設や収集運搬体制の整備・充実に努める	高倉クリーンセンターの次期更新施設を鳩山町において早期完成・稼働を目指すとともに、それまでの間の高倉クリーンセンターの延命化に努める
	ごみの減量化・リサイクルの推進	
	川角リサイクルプラザで資源ごみの分別処理を徹底し、リサイクルと可燃ごみの減量化を推進する	家庭から排出された生ごみの堆肥化を促進するため、家庭用生ごみ処理機器の普及に努める
		家庭から持ち込まれた家具類や洋服、おもちゃ、古書等をリサイクル用品として販売する
		ごみ減量化などの広報活動を通して、引き続きエコバック運動によるレジ袋の削減など町民一人ひとりの意識の高揚に努める
		3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動を推進し、循環型社会の構築に取り組む

第3章 国及び県の廃棄物の減量及び適正処理に関する基本方針等

第1節 国の基本方針

国は、平成13年5月「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定め（平成28年1月変更）、廃棄物の減量化や再生利用の数値目標を定めるとともに、目標達成のための施策を推進するために基本的事項等を示している。目標値は以下に示すとおりである。

1. 一般廃棄物の状況（平成24年度）（国）

排出量	4,500 万 t /年
再生利用量	930 万 t /年（約 21%）
中間処理による減量	3,100 万 t /年
最終処理量	470 万 t /年

2. 一般廃棄物減量化の目標量（国）

排出量	平成24年度に対して、平成32年度において約12%削減する。
再生利用量	平成24年度の約21%を、平成32年度に約27%に増加させる。
最終処分量	平成24年度に対して、平成32年度において約14%削減する。
一人一日当たりの家庭ごみ排出量	平成32年度において500gとする。

3. 食品ロス、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に係る目標値（国）

家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	43 市町村（平成25年度）に対し、平成30年度において200市町村に増大させる
小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	約59%（平成25年度）に対し、平成30年度までに100%まで増大させる
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	約43%（平成25年度）から平成30年度までに80%まで増大させる

第2節 環境、廃棄物及びリサイクル関連の法体系

環境の保全についての基本理念を規定している「環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）」に則り、循環型社会について基本的枠組みを定める法律として、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」が制定された。そして、廃棄物の適正処理等に関する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び個別の品物のリサイクルに関する「容器包装リサイクル法」等とともに環境、廃棄物及びリサイクル関連の法体系を形成している。

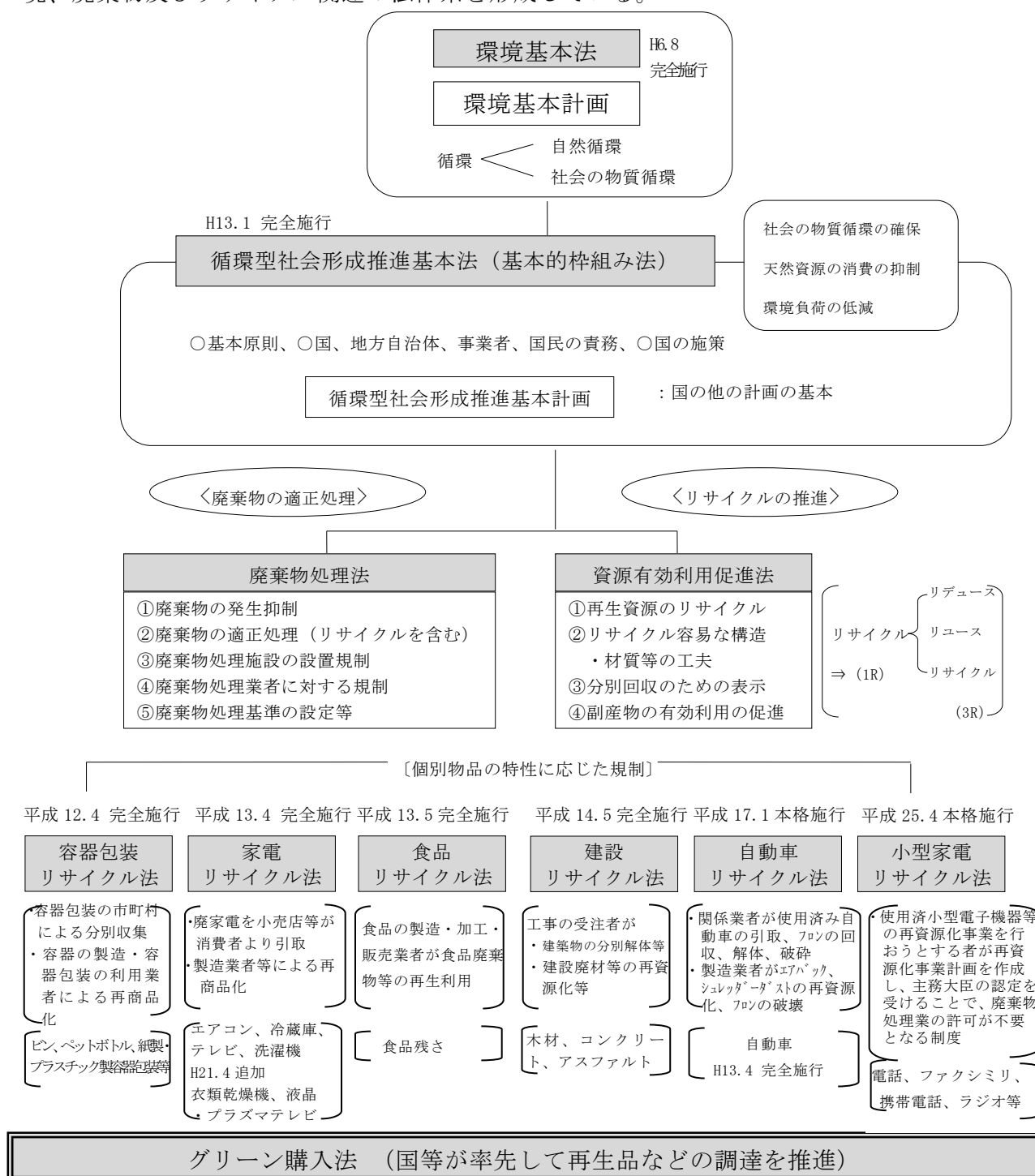


図3.1 循環型社会の形成の推進のための施策体系

第3節 埼玉県の動向

1. ごみ処理広域化の推進

平成 19 年度に策定された埼玉県ごみ処理広域化計画では、本組合を構成している 4 市町は坂戸市とともに第 13 ブロックを構成し、ブロック内で稼働する坂戸市 1、埼玉西部環境保全組合 1 の 2 施設の現有処理能力で対応している。



注：平成 19 年度当時の区域図である。

図 3.2 埼玉県ごみ処理広域化計画における第 13 ブロック

2. 広域化に関する近隣市町村の動向等

広域化に関する近隣市町村の動向は以下に示すとおりである。

東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の２市６町１村により、埼玉中部資源循環組合としてごみ処理の一部事務組合が設立（平成 27 年 4 月設立、川島町は平成 27 年 12 月 1 日に加入）され、新ごみ処理施設の建設に向けた計画を進めている。

また、行田、吹上ごみ焼却場組合（行田市及び鴻巣市（旧吹上町））は、平成 26 年 4 月に構成市を鴻巣市、行田市、北本市とした鴻巣行田北本環境資源組合となり、ごみ処理の広域化に係る計画の策定や当該計画に基づく一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の建設に向けた取り組みを推進している。

3. 彩の国資源循環工場

彩の国資源循環工場は、民間リサイクル施設、P F I サーマルリサイクル施設、埼玉県広域埋立最終処分場「埼玉県環境整備センター」等で構成されており、第Ⅰ期事業で予定した全ての民間リサイクル施設が平成 18 年度に操業を開始している。

彩の国資源循環工場は、持続可能な発展と資源循環型社会の形成を目指す、公共関与による全国に先駆けた総合的「環境循環型モデル施設」であり、廃棄物を資源とする製品開発や効率的資源エネルギーの回収、廃棄物の発生抑制、公害防止などの様々な技術分野に取り組んでいる。また、埋立処分されている大量の焼却灰の資源化活用に道を開き、市町村への支援とひっ迫する最終処分場の環境負荷の低減に貢献する施設として位置づけられている。

本組合では、この埼玉県環境整備センターに不燃残渣及び選別残渣（不燃物）を搬入し、最終処分を委託している。

表3.1 埼玉県環境整備センター受入れ廃棄物

区 分	品 目
産 業 廃 棄 物	燃え殻、汚泥（無機性のものに限る）、鉱さい、煤じん
一 般 廃 棄 物	焼却灰

4. セメント工場を活用した廃棄物の再資源化の推進

埼玉県内には最終処分場が少なく、最終処分場の確保とともに資源化の取組みを進めている。

また、セメント工場の製品製造と廃棄物処理の 2 つの機能を生かし、「彩の国倍プラント化計画」として埼玉県内で発生する一般廃棄物の焼却灰とばいじんについて、灰溶解技術とは異なる手法で無害化・資源化する技術が進展し、ごみ焼却施設より発生する焼却灰とばいじんを普通セメントの原料として利用するシステムが普及している。県内市町村においてもこの活用が進んでいる状況にある。

5. 埼玉県の方針

埼玉県は、平成 27 年度に「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、3 R の推進、廃棄物の適正処理の推進、環境産業の育成、災害廃棄物対策の推進を通して、目指す将来像としての「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現を目指すこととしている。

目指すべき目標を達成するため、平成 32 年度を目標年度として家庭系ごみ排出量と事業系ごみ排出量についてそれぞれ目標値を設定するとともに、最終処分量の目標値を設定して最終処分量の削減を目指すこととしている。また、産業廃棄物については、最終処分量の更なる削減に取り組むための目標値を設定することとしている。目標値は以下に示すとおりである。

(1) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（県）

平成32年度の県民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を503g／人・日に削減する（平成25年度実績541g／人・日から約7%削減）。

(2) 事業系ごみ排出量（県）

平成32年度の事業系ごみ排出量を488千tに削減する（平成25年度実績543千tから約10%削減）。

(3) 1人1日当たりの最終処分量（県）

平成32年度の1人1日当たりの最終処分量を44g／人・日に削減する（平成25年度実績49g／人・日から約10%削減）。

表 3.2 埼玉県 の廃棄物の目標値

	実績	予測			目標値
	平成25年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度	平成32年度
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g／人・日)	541	531	516	502	503
事業系ごみ排出量 (千t)	543	543	543	543	488
1人1日当たりの 最終処分量 (g／人・日)	49	48	48	48	44

第4章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体制

ごみ処理体制は表4.1に示すとおりである。

実施主体は、排出抑制が構成市町・組合であり、収集・運搬、中間処理、最終処分が組合である。

表4.1 ごみ処理体制

	実施主体	実施体制
排出抑制	構成市町・組合	構成市町・組合
収集・運搬	組合	一部直営・委託・協定
中間処理	組合	一部直営・委託
最終処分	組合	委託

2. ごみの分別区分

家庭から排出されるごみの分別区分は、表4.2に示すとおり9区別となっている。

表4.2 ごみの分別区分

区 分	内 容
燃やせるごみ	40cm 以内のもの (生ごみ、紙おむつ、てんぷら油、ビデオテープ、使い捨てライター、枝木、歯磨き粉のチューブなど汚れ・油分の落ちない可燃性の容器、使い捨てカイロ、ポリバケツ、くつ・かばん、在宅医療廃棄物(点滴パック、チューブ))など
可燃系粗大ごみ	家具、タンス、ソファ、カーペット、電気毛布、ふとんなど
燃やせないごみ	80cm 以内、10kg 以内のもの (なべ・やかん類、ガラス製品・陶磁器、油性の強いかん、小型家電など)
不燃系粗大ごみ	自転車、スノーボード、折りたたみベッドなど
有害ごみ	乾電池、蛍光灯、水銀体温計
びん・かん類	飲料用、化粧品用びん、果物用、お菓子用など
ペットボトル	清涼飲料、調味料、酒類用のペットボトルなど
その他容器包装プラスチック	卵のパック、発泡スチロール、食品トレイ、お菓子の袋、プリン、ゼリーの容器など
紙・布類	雑紙、新聞紙、ダンボール、紙パック、布類

* ごみの分別区分は構成市町で統一されている。

3. ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図 4.1 に示すとおりである。

燃やせるごみ・可燃系粗大ごみは、高倉クリーンセンターに搬入し、焼却処理前にプラスチック等の選別、品物に応じて粗大ごみの解体を行っている。選別したプラスチック等、焼却処理後に選別した鉄については資源化、粗大ごみの解体によって生じた不燃性の解体物については川角リサイクルプラザに搬出、焼却処理によって発生した飛灰及び不燃残渣は最終処分している。

燃やせないごみ、不燃系粗大ごみは、川角リサイクルプラザに搬入し、破碎処理前に廃家電等の選別を行っている。選別した廃家電等、破碎処理後に選別したアルミ、スチールについては資源化、破碎処理によって発生した選別残渣（不燃物）は最終処分、選別残渣（可燃物）は高倉クリーンセンターに搬出している。

びん・かん類は、川角リサイクルプラザに搬入し、生きびん、カレット（無色、茶色、その他の色）、アルミ缶、スチール缶に選別して資源化している。選別残渣（不燃物）は最終処分、選別残渣（可燃物）は高倉クリーンセンターに搬出している。

ペットボトル及びその他容器包装プラスチックは、川角リサイクルプラザに搬入し、選別後、圧縮梱包を行っている。圧縮梱包品（ペットボトルベール品及びその他プラベール品）は資源化、選別残渣（可燃物）は高倉クリーンセンターに搬出している。

新聞、ダンボール、雑紙、紙パック、布類は、再生事業者により資源化している。

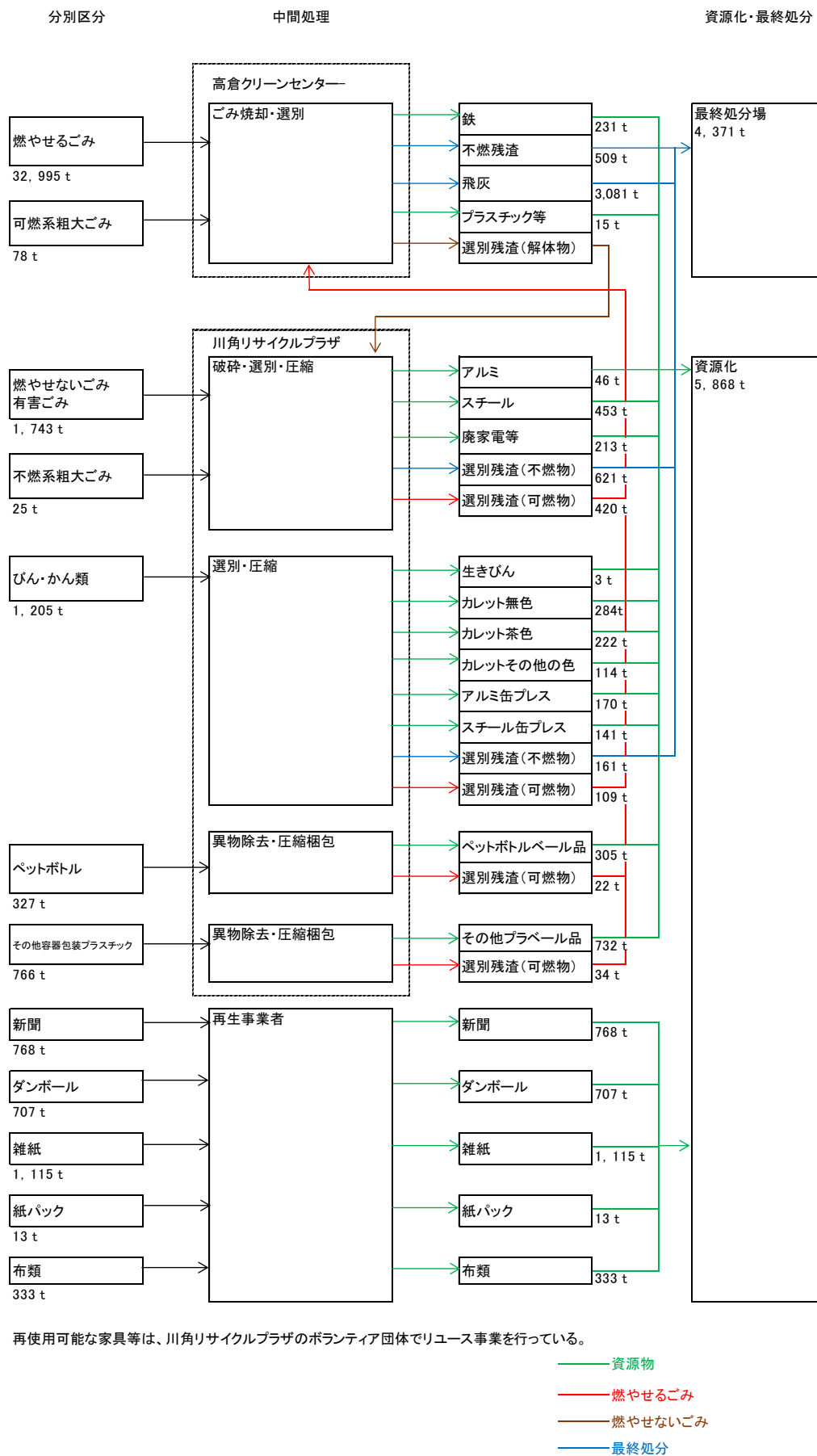


図4.1 ごみ処理フロー（平成27年度）

4. ごみ排出量等

(1) ごみ排出量

ア. 鶴ヶ島市

ごみの総排出量は、平成 22 年度まで減少傾向であったが、平成 23 年度及び平成 24 年度に増加後、平成 25 年度以降は減少し、平成 27 年度で 21,587 t である。

家庭系ごみ量は、平成 22 年度まで減少傾向で推移した後、ほぼ横ばい状況で推移し、平成 26 年度から減少傾向である。

事業系ごみ量は、平成 22 年度まで減少傾向で推移した後、平成 23 年度から増加傾向に転じている。

集団回収量は、減少傾向である。

1 人 1 日当たり排出量は、平成 23 年度まで減少傾向であったが、平成 24 年度以降はほぼ横ばい傾向である。平成 27 年度は 842 g であり、平成 26 年度の埼玉県平均 897 g 及び全国平均 947 g より少ない。

表 4.3 ごみ排出量実績（鶴ヶ島市）

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口	人	69,722	69,788	69,905	69,776	69,770
家庭系ごみ	t/年	17,699	17,161	17,108	16,969	16,880
事業系ごみ	t/年	4,785	4,422	4,123	4,162	3,951
集団回収	t/年	684	530	597	528	562
総排出量	t/年	23,168	22,113	21,828	21,658	21,392
1人1日当たり排出量	g/人日	910	866	855	850	840
1人1日当たり排出量(埼玉県)	g/人日	1,061	1,025	989	950	929
1人1日当たり排出量(全国)	g/人日	1,115	1,089	1,033	994	976

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	人	69,934	70,198	70,142	70,089	70,019
家庭系ごみ	t/年	16,915	16,951	16,935	16,575	16,423
事業系ごみ	t/年	4,042	4,362	4,339	4,634	4,751
集団回収	t/年	466	413	431	438	412
総排出量	t/年	21,422	21,726	21,705	21,647	21,587
1人1日当たり排出量	g/人日	837	848	848	846	842
1人1日当たり排出量(埼玉県)	g/人日	928	914	908	897	—
1人1日当たり排出量(全国)	g/人日	976	964	958	947	—

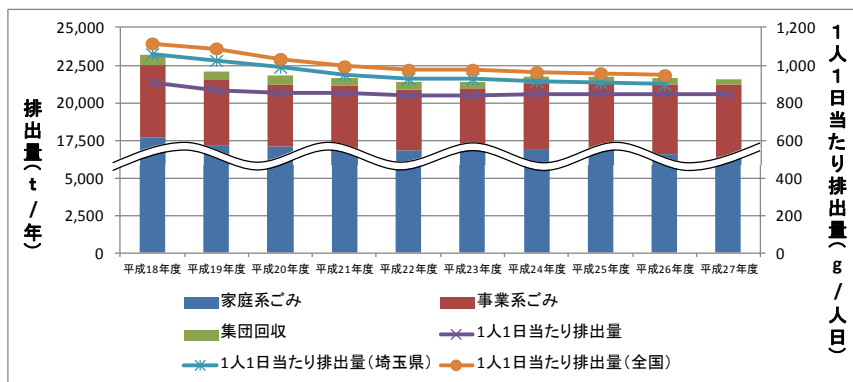


図 4.2 ごみ排出量実績（鶴ヶ島市）

イ. 毛呂山町

ごみの総排出量は、減少傾向であり、平成 27 年度で 11,667 t である。

家庭系ごみ量は、減少傾向である。

事業系ごみ量は、平成 21 年度まで減少傾向で推移した後、平成 22 年度から増加傾向に転じたが、平成 25 年度から減少傾向である。

集団回収量は、減少傾向である。

1 人 1 日当たり排出量は、平成 21 年度まで減少傾向で推移した後、平成 22 年度からやや増加傾向であったが、平成 27 年度は減少した。平成 27 年度は 914 g であり、平成 26 年度の埼玉県平均 897 g より多く、全国平均 947 g より少ない。

表 4.4 ごみ排出量実績（毛呂山町）

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口	人	37,037	37,118	37,015	36,779	36,353
家庭系ごみ	t/年	9,696	9,176	9,205	9,004	8,996
事業系ごみ	t/年	3,080	2,857	2,598	2,560	2,650
集団回収	t/年	627	680	588	611	622
総排出量	t/年	13,403	12,713	12,391	12,175	12,268
1人1日当たり排出量	g/人日	991	936	917	907	925
1人1日当たり排出量(埼玉県)	g/人日	1,061	1,025	989	950	929
1人1日当たり排出量(全国)	g/人日	1,115	1,089	1,033	994	976

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	人	36,084	35,694	35,446	35,146	34,865
家庭系ごみ	t/年	9,036	8,912	8,675	8,670	8,419
事業系ごみ	t/年	2,671	2,696	2,875	2,771	2,753
集団回収	t/年	564	538	531	500	495
総排出量	t/年	12,272	12,145	12,082	11,940	11,667
1人1日当たり排出量	g/人日	929	932	934	931	914
1人1日当たり排出量(埼玉県)	g/人日	928	914	908	897	—
1人1日当たり排出量(全国)	g/人日	976	964	958	947	—

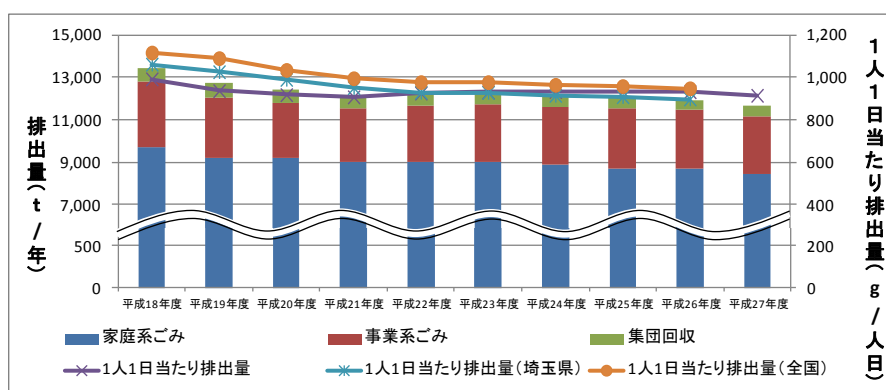


図 4.3 ごみ排出量実績（毛呂山町）

ウ．鳩山町

ごみの総排出量は、減少傾向であり、平成 27 年度で 4,507 t である。

家庭系ごみ量は、平成 21 年度まで減少後、ほぼ横ばい傾向で推移していたが、平成 27 年度にやや減少している。

事業系ごみ量は、平成 23 年度まで減少傾向で推移した後、平成 24 年度から増加傾向に転じている。

集団回収量は、平成 23 年度以降、ほぼ横ばい傾向である。

1 人 1 日当たり排出量は、平成 22 年度まで減少傾向で推移した後、平成 23 年度からやや増加傾向であったが、平成 27 年度は減少した。平成 27 年度は 861 g であり、平成 26 年度の埼玉県平均 897 g 及び全国平均 947 g より少ない。

表 4.5 ごみ排出量実績（鳩山町）

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口	人	16,134	15,907	15,704	15,525	15,339
家庭系ごみ	t/年	4,340	4,070	3,938	3,881	3,892
事業系ごみ	t/年	639	584	535	508	487
集団回収	t/年	131	174	282	274	223
総排出量	t/年	5,111	4,828	4,756	4,662	4,603
1人1日当たり排出量	g/人日	868	829	830	823	822
1人1日当たり排出量(埼玉県)	g/人日	1,061	1,025	989	950	929
1人1日当たり排出量(全国)	g/人日	1,115	1,089	1,033	994	976

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	人	15,136	14,857	14,643	14,434	14,306
家庭系ごみ	t/年	4,058	3,969	3,845	3,934	3,810
事業系ごみ	t/年	429	490	513	539	569
集団回収	t/年	134	138	131	131	128
総排出量	t/年	4,622	4,597	4,489	4,605	4,507
1人1日当たり排出量	g/人日	834	848	840	874	861
1人1日当たり排出量(埼玉県)	g/人日	928	914	908	897	—
1人1日当たり排出量(全国)	g/人日	976	964	958	947	—

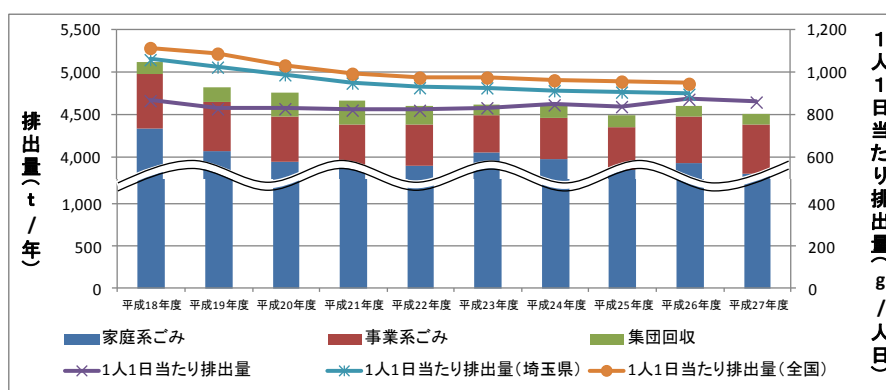


図 4.4 ごみ排出量実績（鳩山町）

エ. 越生町

ごみの総排出量は、減少傾向であり、平成 27 年度で 3,677 t である。

家庭系ごみ量は、減少傾向で推移している。

事業系ごみ量は、年度による増減はあるものの、若干の減少傾向である。

集団回収量は、年度による増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向である。

1 人 1 日当たり排出量は、年度による増減はあるもののほぼ横ばい傾向である。平成 27 年度は 835 g であり、平成 26 年度の埼玉県平均 897 g 及び全国平均 947 g より少ない。

表 4.6 ごみ排出量実績（越生町）

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口	人	13,421	13,274	13,101	12,947	12,850
家庭系ごみ	t/年	3,389	3,229	3,078	3,051	2,981
事業系ごみ	t/年	600	476	482	565	504
集団回収	t/年	263	311	306	313	321
総排出量	t/年	4,252	4,016	3,865	3,929	3,806
1人1日当たり排出量	g/人日	868	827	808	832	812
1人1日当たり排出量(埼玉県)	g/人日	1,061	1,025	989	950	929
1人1日当たり排出量(全国)	g/人日	1,115	1,089	1,033	994	976

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	人	12,744	12,537	12,386	12,229	12,032
家庭系ごみ	t/年	3,021	2,968	2,956	2,866	2,886
事業系ごみ	t/年	504	521	473	460	465
集団回収	t/年	322	346	353	332	325
総排出量	t/年	3,846	3,835	3,783	3,659	3,677
1人1日当たり排出量	g/人日	825	838	837	820	835
1人1日当たり排出量(埼玉県)	g/人日	928	914	908	897	—
1人1日当たり排出量(全国)	g/人日	976	964	958	947	—

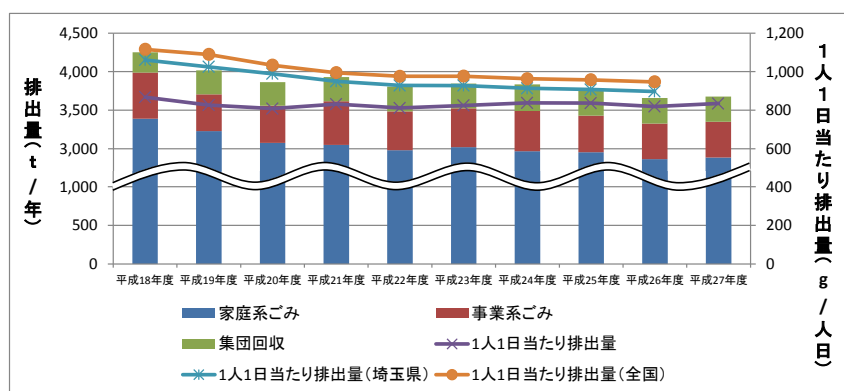


図 4.5 ごみ排出量実績（越生町）

オ. 組合全体

ごみの総排出量は、平成 23、24 年度でやや増加したが、減少傾向であり、平成 27 年度で 41,437 t である。

家庭系ごみ量は、減少傾向である。

事業系ごみ量は、平成 22 年度まで減少傾向で推移した後、平成 23 年度から増加傾向に転じている。

集団回収量は、平成 20 年度以降、減少傾向である。

1 人 1 日当たり排出量は、平成 22 年度まで減少傾向であったが、平成 23 年度以降はほぼ横ばい傾向である。平成 27 年度実績は 863 g であり、平成 26 年度の埼玉県平均 897 g 及び全国平均 947 g より少ない。

表 4.7 ごみ排出量実績（組合全体）

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人口	人	136,314	136,087	135,725	135,027	134,312
家庭系ごみ	t/年	35,125	33,636	33,329	32,904	32,749
事業系ごみ	t/年	9,105	8,339	7,739	7,794	7,592
集団回収	t/年	1,705	1,695	1,772	1,726	1,728
総排出量	t/年	45,934	43,671	42,840	42,424	42,069
1人1日当たり排出量	g/人日	923	877	865	861	858
1人1日当たり排出量(埼玉県)	g/人日	1,061	1,025	989	950	929
1人1日当たり排出量(全国)	g/人日	1,115	1,089	1,033	994	976

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	人	133,898	133,286	132,617	131,898	131,222
家庭系ごみ	t/年	33,030	32,800	32,412	32,045	31,538
事業系ごみ	t/年	7,646	8,068	8,200	8,404	8,539
集団回収	t/年	1,486	1,434	1,446	1,402	1,361
総排出量	t/年	42,162	42,302	42,058	41,850	41,437
1人1日当たり排出量	g/人日	860	870	869	869	863
1人1日当たり排出量(埼玉県)	g/人日	928	914	908	897	—
1人1日当たり排出量(全国)	g/人日	976	964	958	947	—

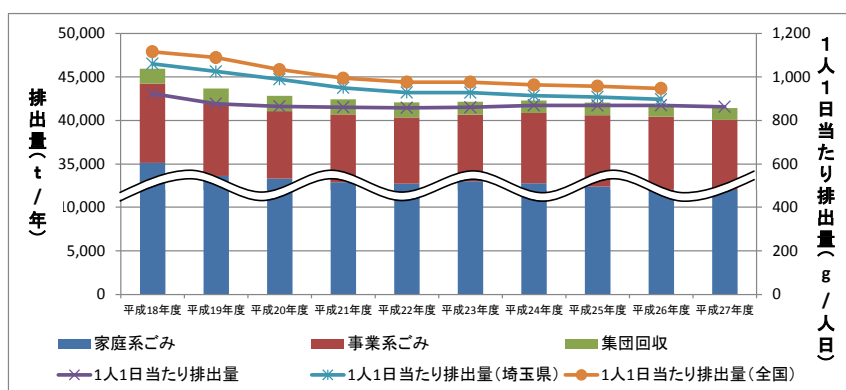


図 4.6 ごみ排出量実績（組合全体）

(2) ごみの性状

本組合が毎年実施しているごみ組成分析（年４回）データの年間平均について過去10年間の実績を表4.8及び図4.7に示す。

平成27年度は、最も組成割合が高いものは、紙・布類 37.7%、次いで木・竹・ワラ類 23.9%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類 22.5%となっている。

表 4.8 年度別ごみ質分析結果一覧

(乾き*)

単位：％

年度		平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
区分		年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
ごみの種類組成	紙・布類	43.7	38.7	36.3	44.0	51.0	47.3	40.0	36.9	35.9	37.7
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	21.8	30.7	27.7	20.0	22.1	20.7	23.3	22.4	25.4	22.5
	木・竹・ワラ類	6.3	11.8	19.1	16.0	11.3	15.0	18.2	20.8	19.6	23.9
	厨芥類	18.0	13.8	9.6	13.0	12.1	9.6	10.7	14.0	12.3	10.4
	不燃物類	6.6	1.3	0.5	2.0	0.9	0.4	2.8	1.4	1.0	0.3
	その他(5mmのふるいを通したもの)	3.6	3.8	6.8	5.0	2.6	7.0	5.0	4.6	5.9	5.3
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ごみの3成分	水 分	46.5	50.3	51.1	48.8	49.8	46.9	44.5	50.4	55.2	51.3
	灰 分	8.3	4.6	4.3	4.8	4.4	7.6	8.3	7.5	6.9	8.1
	可燃分(プラ)				10.3	11.0	10.4	12.0	10.7	10.7	10.1
	可燃分(プラ以外)	45.3	45.1	44.7	36.1	34.8	35.1	35.3	31.5	27.2	30.5
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量(kcal/kg) (実測)		1,759	2,138	1,925	2,010	1,865	1,965	2,183	1,950	1,718	2,008

*：「乾き」とは、ごみを乾燥したときの組成割合であることを示す。

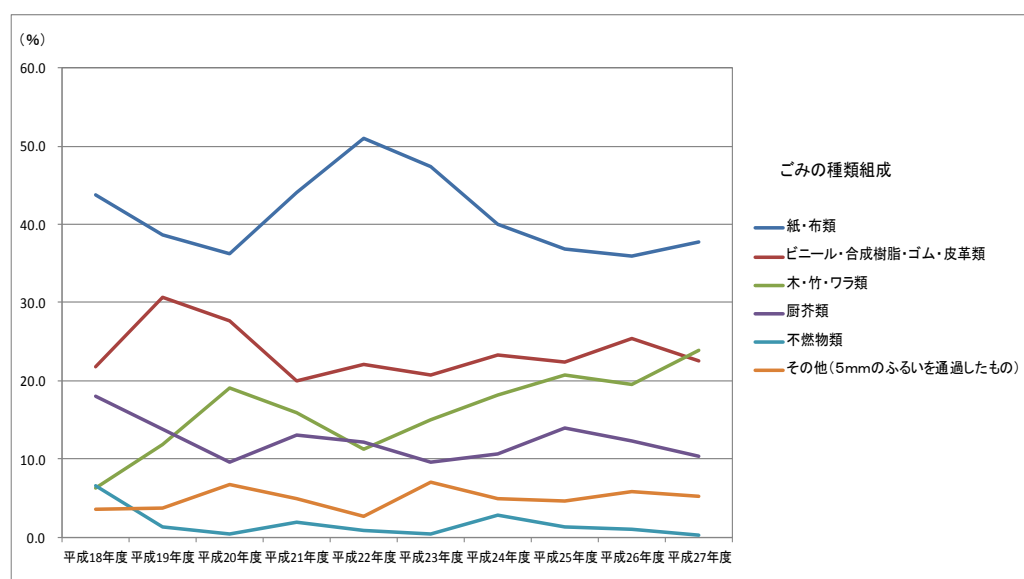


図 4.7 年度別ごみ質分析結果一覧

(3) 資源化量

資源化量の推移は、表 4.9 に示すとおりである。

資源化量及び資源化率（資源化量／総排出量）は、減少傾向を示している。平成 27 年度の資源化率は 17.4%であり、平成 26 年度の埼玉県の 24.6%及び全国平均 20.6%より低い。

表 4.9 資源化量の推移

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
紙・布類	t/年	4,447	4,154	3,819	3,595	3,347
	新聞	t/年	1,556	1,397	1,227	1,003
	ダンボール	t/年	908	832	807	765
	雑紙	t/年	1,576	1,522	1,408	1,324
	紙パック	t/年	19	17	17	14
焼却 不燃	布類	t/年	388	385	359	347
	鉄	t/年	176	168	154	169
	アルミ	t/年	54	49	33	25
	スチール	t/年	644	549	470	432
	廃家電等	t/年	143	71	117	76
びん・かん	カレット無色	t/年	168	171	171	279
	カレット茶色	t/年	155	168	192	235
	カレットその他	t/年	44	41	63	115
	生きびん	t/年	11	10	8	8
	アルミ缶プレス	t/年	146	140	113	149
	スチール缶プレス	t/年	153	165	154	161
		t/年	153	165	154	161
ペットボトルベール品		t/年	288	293	285	293
その他プラベール品		t/年	860	862	804	778
合計		t/年	7,289	6,842	6,382	6,316
集団回収		t/年	1,705	1,695	1,772	1,726
総資源化量		t/年	8,993	8,537	8,154	8,042
ごみ排出量合計		t/年	45,934	43,671	42,840	42,424
資源化率(埼玉西部環境保全組合)		%	19.6	19.5	19.0	19.0
資源化率(埼玉県平均)		%	24.8	25.0	24.2	24.1
資源化率(全国平均)		%	19.6	20.3	20.3	20.5

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
紙・布類	t/年	3,517	3,338	3,267	3,227	2,937
	新聞	t/年	1,020	947	917	768
	ダンボール	t/年	816	796	765	759
	雑紙	t/年	1,286	1,229	1,199	1,208
	紙パック	t/年	13	13	13	13
焼却 不燃	布類	t/年	383	353	341	330
	鉄	t/年	177	230	249	235
	アルミ	t/年	39	23	45	22
	スチール	t/年	413	636	484	485
	廃家電等	t/年	182	216	202	192
びん・かん	カレット無色	t/年	294	291	284	269
	カレット茶色	t/年	235	239	233	222
	カレットその他	t/年	127	116	120	129
	生きびん	t/年	7	5	5	4
	アルミ缶プレス	t/年	15	226	160	165
	スチール缶プレス	t/年	150	130	101	123
		t/年	150	130	101	123
ペットボトルベール品		t/年	311	311	309	311
その他プラベール品		t/年	738	733	753	726
合計		t/年	6,204	6,493	6,211	6,111
集団回収		t/年	1,486	1,434	1,446	1,402
総資源化量		t/年	7,691	7,928	7,658	7,512
ごみ排出量合計		t/年	42,162	42,302	42,058	41,850
資源化率(埼玉西部環境保全組合)		%	18.2	18.7	18.2	18.0
資源化率(埼玉県平均)		%	24.8	25.2	24.9	24.6
資源化率(全国平均)		%	20.6	20.5	20.6	20.6

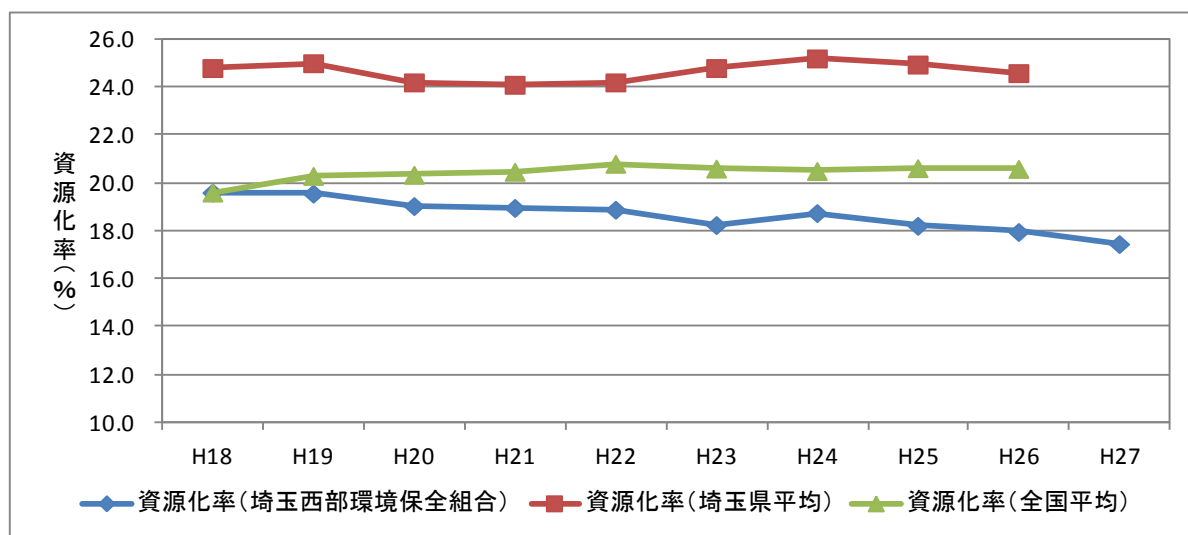


図 4.8 資源化率の推移

(4) 温室効果ガス排出量

廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量を表 4.10 に示す。

温室効果ガスとしては、収集段階（収集運搬車の燃料）、中間処理段階、最終処分段階（運搬車、最終処分場における電気、燃料等の使用）があるが、収集・運搬、最終処分は委託していることから、中間処理段階での温室効果ガス排出量を整理する。

中間処理過程では、燃料及び電気の使用量から二酸化炭素、ごみの焼却量からメタン及び一酸化二窒素、ごみの焼却量のうち廃プラスチックの焼却に伴う二酸化炭素の排出量を算出する。

表 4.10 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量

単位：tCO₂/年

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高倉クリーンセンター	12,732	14,941	13,067	13,817	13,482
川角リサイクルプラザ	15	16	15	19	19
合計	12,747	14,957	13,082	13,836	13,500

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 25 年 4 月改訂）に従い計算した。

5. 排出抑制

排出抑制策は、以下のとおりである。

(1) ごみの有料化

排出者負担の公平化やごみの減量及び資源化による環境負荷の低減とごみ処理コストの応分の負担等を目的として、ごみ処理手数料を徴収している。事業系ごみについては、従量制により処理料金を徴収している。

家庭系ごみについては、粗大ごみ及び直接搬入ごみはごみ処理手数料を徴収しているが、収集ごみは徴収していない。

(2) 環境教育、普及啓発

小学校等において 3R (Reduce (リデュース：ごみの発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用)) の必要性についての教育を推進している。また、地域住民や事業所において主体的にごみの減量化に取り組むため、ごみの発生抑制について各種啓発活動を推進している。具体的には、日常における使い捨ての自粛、生ごみの水切り、簡易包装の実施などについて広報誌などで呼びかけるとともに、構成市町が主体となるイベント時などにごみの排出抑制を呼びかけている。また、毛呂山町においては廃食用油を利用したリサイクル石鹸づくりを進め住民のごみ減量化への関心と行動を促進している。

(3) 生ごみ処理機設置補助

毛呂山町及び越生町においては、生ごみ処理機の設置補助を行い、生ごみの減量化を促進している。

(4) マイバッグ運動・レジ袋対策

マイバックの普及促進によるレジ袋等の削減について広報誌などで呼びかけている。

(5) 再使用（リユース）と再生利用（リサイクル）の推進

組合においては、住民による再使用及び再生利用活動への支援、民間リサイクル活用による再使用及び再生利用の促進、資源物の分別排出の指導徹底、リサイクル製品使用の奨励などを実施している。

また、鶴ヶ島市においては発生抑制・減量化・リサイクルの推進を図っていく活動を自主的に行う活動や団体を支援している。

(6) 集団回収

集団回収の実績は表 4.11 から表 4.14 に示すとおりである。また、毛呂山町、鳩山町及び越生町においては、資源回収報奨制度を実施している。

表 4.11 集団回収実績（鶴ヶ島市）

	紙類 (kg)	布類 (kg)	カレット (kg)	金属類 (kg)	生きびん (kg)	計 (kg)
平成 18 年度	659,248	8,113	0	12,874	3,408	683,643
平成 19 年度	507,887	8,086	0	12,218	1,989	530,180
平成 20 年度	574,190	9,005	0	11,470	2,182	596,847
平成 21 年度	507,169	7,460	0	10,824	2,051	527,504
平成 22 年度	495,456	4,762	0	60,054	1,245	561,517
平成 23 年度	419,549	4,870	0	39,488	1,648	465,555
平成 24 年度	385,624	4,499	0	20,789	1,819	412,731
平成 25 年度	410,253	3,630	0	16,136	1,055	431,074
平成 26 年度	417,508	5,160	0	13,589	1,982	438,239
平成 27 年度	393,856	4,910	0	12,529	1,177	412,472

生きびん（本）は 1 本 1 kg として計算する。

表 4.12 集団回収実績（毛呂山町）

	紙類 (kg)	布類 (kg)	カレット (kg)	アルミ (kg)	金属類 (kg)	生きびん (kg)	計 (kg)
平成 18 年度	588,536	14,270	4,825	8,100	5,810	5,128	626,669
平成 19 年度	637,970	15,300	6,296	9,897	7,370	3,573	680,406
平成 20 年度	554,370	11,050	4,665	8,863	5,620	2,942	587,510
平成 21 年度	565,450	11,160	14,332	9,101	8,348	3,003	611,394
平成 22 年度	548,715	9,280	29,881	11,719	20,110	2,373	622,078
平成 23 年度	510,650	9,610	19,905	10,308	11,525	2,045	564,043
平成 24 年度	483,980	8,220	21,145	9,780	13,260	1,701	538,086
平成 25 年度	482,240	8,660	17,137	9,921	11,800	1,619	531,377
平成 26 年度	454,080	9,650	14,281	9,480	10,940	1,249	499,680
平成 27 年度	439,640	11,000	20,797	10,443	11,730	1,286	494,896

生きびん（本）は 1 本 1 kg として計算する。

表 4.13 集団回収実績（鳩山町）

	紙類 (kg)	布類 (kg)	カレット (kg)	金属類 (kg)	生きびん (kg)	計 (kg)
平成 18 年度	125,015	0	0	5,224	1,157	131,396
平成 19 年度	167,525	0	0	5,283	1,023	173,831
平成 20 年度	275,940	50	0	5,661	825	282,476
平成 21 年度	267,809	360	0	4,762	606	273,537
平成 22 年度	218,489	610	0	3,854	323	223,276
平成 23 年度	130,436	390	0	3,242	428	134,496
平成 24 年度	132,586	1,094	180	3,502	382	137,744
平成 25 年度	126,603	750	0	2,921	606	130,880
平成 26 年度	126,829	1,323	0	2,778	417	131,347
平成 27 年度	123,604	1,138	0	2,865	326	127,933

生きびん（本）は 1 本 1 kg として計算する。

表 4.14 集団回収実績（越生町）

	紙類 (kg)	布類 (kg)	カレット (kg)	金属類 (kg)	生きびん (kg)	計 (kg)
平成 18 年度	253,140	0	0	6,771	2,887	262,798
平成 19 年度	298,180	0	0	9,459	3,294	310,933
平成 20 年度	295,249	0	0	7,368	2,938	305,555
平成 21 年度	303,484	0	0	8,132	1,868	313,484
平成 22 年度	310,300	0	0	9,127	1,881	321,308
平成 23 年度	311,890	0	0	8,979	1,353	322,222
平成 24 年度	333,822	0	0	9,804	2,013	345,639
平成 25 年度	340,035	0	0	11,082	1,989	353,106
平成 26 年度	321,190	20	0	9,763	1,486	332,459
平成 27 年度	313,893	0	0	10,281	1,321	325,495

生きびん（本）は 1 本 1 kg として計算する。

6. 収集・運搬

(1) 収集・運搬方法

収集・運搬の概要は、表 4.15 に示すとおりである。

収集・運搬の実施体制は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、資源物（紙・布類除く）が委託であり、粗大ごみが直営である。紙・布類は、組合と協定を締結した指定業者が収集・運搬している。

排出場所は、粗大ごみは各戸収集であり、その他のごみは集積所である。

排出方法は、白色半透明袋、透明袋である。

収集頻度は、燃やせるごみが週 2 回、燃やせないごみ、有害ごみ、びん・かん類、ペットボトル、紙・布類が月 2 回、その他容器包装プラスチックが週 1 回である。

表 4.15 収集・運搬の概要

分別区分		実施体制	排出場所	排出方法	収集頻度
燃やせるごみ		委託	集積所	白色半透明袋	週 2 回
燃やせないごみ		委託		白色半透明袋	月 2 回
有害ごみ		委託		白色半透明袋・透明袋	月 2 回
資源物	びん・かん類	委託		透明袋	月 2 回
	ペットボトル	委託		透明袋	月 2 回
	その他容器包装プラスチック	委託		透明袋	週 1 回
	紙・布類 (新聞紙・ダンボール・雑紙・紙パック・布類)	協定※		種類毎にひもで十字に縛る	月 2 回
粗大ごみ		直営	各戸	—	月～金

※組合と収集業者が協定を締結し、指定業者は収集した紙布類を組合に代り売却し、代金を収集事業の運営経費に充てる。

(2) 収集・運搬実績

収集・運搬実績は、表 4.16 に示すとおりである。

排出量に占める収集ごみの割合は、燃やせるごみ 95～97%、燃やせないごみ 67～78%、資源物 100%となっている。

表 4.16 収集・運搬実績（組合全体）

単位：t

項目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収集ごみ		33,364	32,362	31,978	31,453	31,068
燃やせるごみ		25,038	24,482	24,486	24,107	23,874
委託分		24,947	24,400	24,400	24,021	23,790
粗大		91	83	86	86	84
燃やせないごみ		1,250	1,211	1,277	1,363	1,434
委託分		1,188	1,162	1,245	1,328	1,394
粗大		62	49	33	35	40
資源物		7,076	6,668	6,215	5,983	5,760
びん・かん類		1,375	1,286	1,240	1,250	1,250
ペットボトル		323	330	304	303	326
その他容器包装プラスチック		905	898	852	834	838
新聞		1,556	1,397	1,227	1,144	1,003
ダンボール		908	832	807	765	764
雑紙		1,576	1,522	1,408	1,324	1,226
紙バック		19	17	17	14	13
布類		388	385	359	347	340

項目	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集ごみ		31,412	31,124	30,736	30,396	29,909
燃やせるごみ		24,054	24,020	23,687	23,433	23,302
委託分		23,958	23,929	23,606	23,358	23,224
粗大		96	90	81	74	78
燃やせないごみ		1,442	1,418	1,407	1,381	1,373
委託分		1,403	1,385	1,377	1,355	1,347
粗大		39	33	30	26	25
資源物		5,916	5,686	5,642	5,583	5,234
びん・かん類		1,244	1,230	1,230	1,233	1,205
ペットボトル		335	329	340	336	327
その他容器包装プラスチック		820	789	805	787	766
新聞		1,020	947	948	917	768
ダンボール		816	796	765	759	707
雑紙		1,286	1,229	1,199	1,208	1,115
紙バック		13	13	13	13	13
布類		383	353	341	330	333

(参考) 排出量実績と排出量に占める収集ごみの割合

項目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
燃やせるごみ排出量(t)		26,181	25,355	25,411	25,134	25,119
排出量に占める収集ごみの割合(%)		96	97	96	96	95
燃やせないごみ排出量(t)		1,868	1,613	1,704	1,787	1,869
排出量に占める収集ごみの割合(%)		67	75	75	76	77
資源物排出量(t)		7,076	6,668	6,215	5,983	5,760
排出量に占める収集ごみの割合(%)		100	100	100	100	100

項目	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
燃やせるごみ排出量(t)		25,213	25,242	24,910	24,678	24,543
排出量に占める収集ごみの割合(%)		95	95	95	95	95
燃やせないごみ排出量(t)		1,901	1,872	1,860	1,784	1,760
排出量に占める収集ごみの割合(%)		76	76	76	77	78
資源物排出量(t)		5,916	5,686	5,642	5,583	5,235
排出量に占める収集ごみの割合(%)		100	100	100	100	100

7. 中間処理

(1) 中間処理方法

燃やせるごみ・可燃系粗大ごみは、高倉クリーンセンターに搬入し、焼却処理前にプラスチック等の選別、品物に応じて粗大ごみの解体を行っている。選別したプラスチック等、焼却処理後に選別した鉄については資源化、粗大ごみの解体によって生じた不燃性の解体物については川角リサイクルプラザに搬出、焼却処理によって発生した飛灰及び不燃残渣は最終処分している。

燃やせないごみ、不燃系粗大ごみは、川角リサイクルプラザに搬入し、破碎処理前に廃家電等の選別を行っている。選別した廃家電等、破碎処理後に選別したアルミ、スチールについては資源化、破碎処理によって発生した選別残渣（不燃物）は最終処分、選別残渣（可燃物）は高倉クリーンセンターに搬出している。

びん・かん類は、川角リサイクルプラザに搬入し、生きびん、カレット（無色、茶色、その他の色）、アルミ缶、スチール缶に選別して資源化している。選別残渣（不燃物）は最終処分、選別残渣（可燃物）は高倉クリーンセンターに搬出している。

ペットボトル及びその他容器包装プラスチックは、川角リサイクルプラザに搬入し、選別後、圧縮梱包を行っている。圧縮梱包品（ペットボトルベール品及びその他プラベール品）は資源化、選別残渣（可燃物）は高倉クリーンセンターに搬出している。

また、紙・布類は再生事業者により搬出し、資源化している。

(2) 中間処理施設の概要

ア. 高倉クリーンセンター（ごみ焼却施設）

高倉クリーンセンターは、稼働後 21 年が経過し、老朽化が目立っている。（仮称）鳩山新ごみ焼却施設が平成 34 年 10 月に稼働する計画であり、それまで安定的に稼働させるため、延命化工事を実施している。

表 4.17 高倉クリーンセンターの概要

項 目	内 容
施 設 名 称	高倉クリーンセンター
施 設 管 理 団 体	埼玉西部環境保全組合
所 在 地	鶴ヶ島市大字高倉 593 番地 4
稼 働 年 月	平成 7 年 4 月
処 理 能 力・炉 形 式	270t/日（90t/24h×3 炉）・全連続燃焼式流動床炉
敷 地 面 積	9,638.92m ²

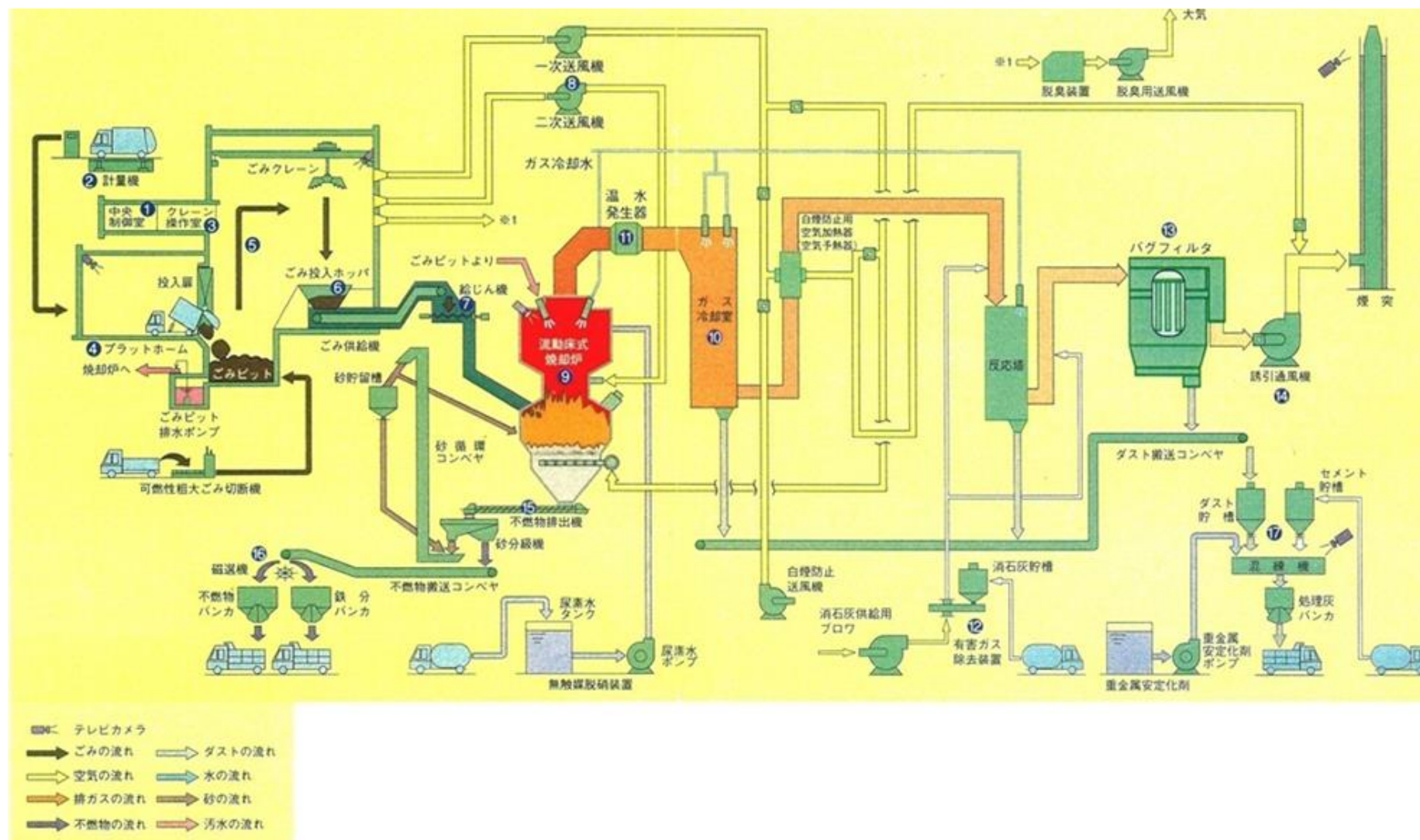


図 4.9 高倉クリーンセンターフローシート

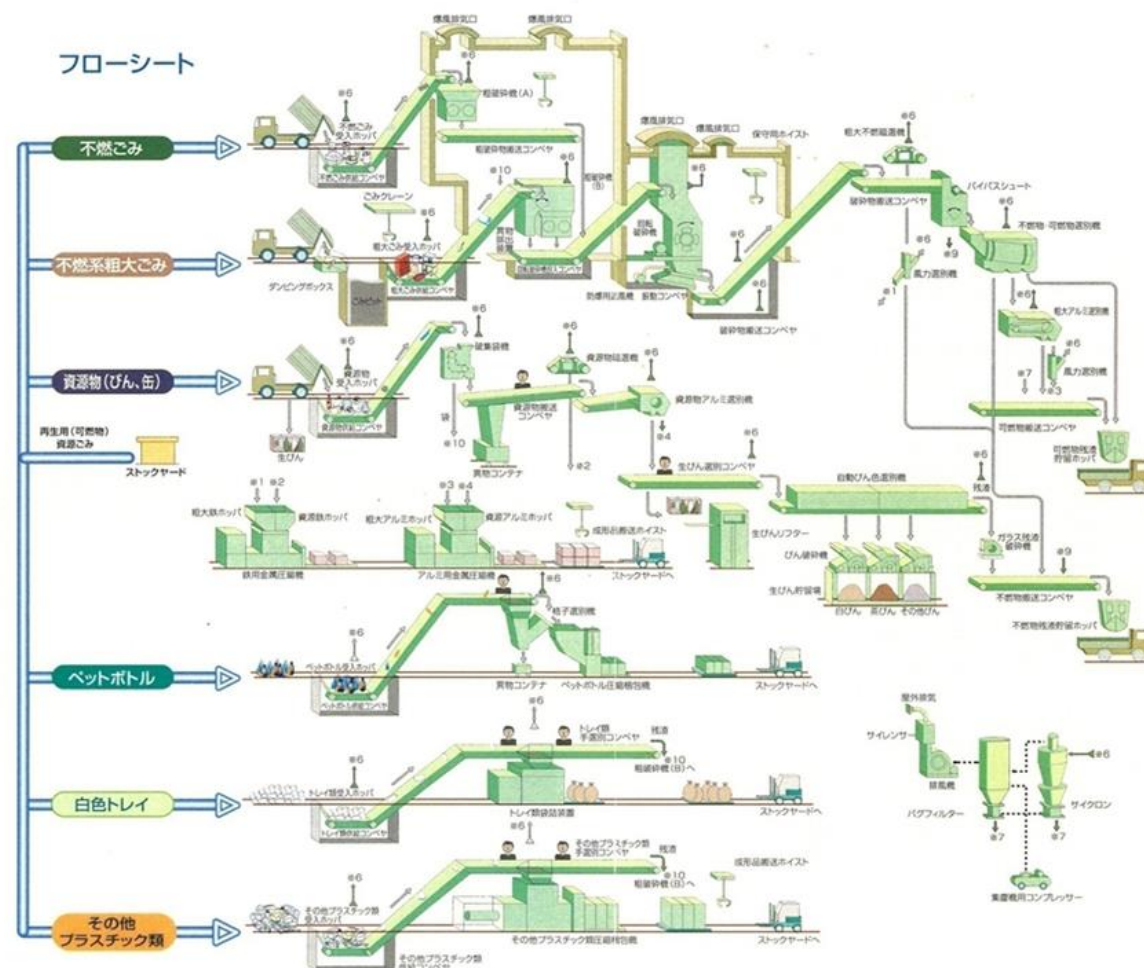
イ．川角リサイクルプラザ（破碎・選別施設）

川角リサイクルプラザは、稼働後 15 年が経過し、老朽化が進行している。

主要設備の性能がリサイクルの進展など現在の社会情勢に対応できず、単なる設備の補修・更新だけでなく社会情勢にあった設備の改修が必要となっている。

表 4.18 川角リサイクルプラザの概要

項 目	内 容
施 設 名 称	川角リサイクルプラザ
施 設 管 理 団 体	埼玉西部環境保全組合
所 在 地	埼玉県入間郡毛呂山町大字川角 1959 番地 1
稼 働 年 月	平成 13 年 4 月
処 理 能 力	45t/日
敷 地 面 積	約 6,702 m ²



※現在、白色トレイはその他容器包装プラスチックに含め収集しているため、白色トレイのラインは停止している。

図 4.10 川角リサイクルプラザフローシート

(3) 中間処理実績

ア. 焼却処理量

高倉クリーンセンターでは、燃やせるごみ及び可燃系粗大ごみを焼却処理している。

焼却処理量は、平成 22 年度まで減少傾向であったが、平成 23 年度以降はほぼ横ばいである。平成 27 年度の焼却処理量は 33,658 t である。

焼却処理に伴って発生する飛灰等は平成 27 年度で 3,821 t であり、焼却処理量の約 11% である。

表 4.19 ごみ焼却処理実績

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
搬入量	t/年	35,754	34,132	33,684	33,517	33,346
	家庭系可燃ごみ	26,181	25,355	25,411	25,134	25,119
	事業系可燃ごみ	9,092	8,327	7,727	7,783	7,577
	選別残渣(不燃・粗大)	241	235	321	430	449
	選別残渣(びん・かん)	159	142	158	104	98
	選別残渣(ペットボトル)	36	37	19	10	20
	選別残渣(その他プラスチック)	45	36	48	57	83
焼却処理量		35,749	34,107	33,684	33,517	33,346
搬出量	飛灰	2,908	2,898	2,643	2,632	2,602
	不燃残渣	585	469	482	526	528
	鉄	176	168	154	169	166
	合計	3,669	3,534	3,279	3,327	3,297

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
搬入量	t/年	33,620	33,848	33,777	33,732	33,658
	家庭系可燃ごみ	25,213	25,242	24,910	24,678	24,543
	事業系可燃ごみ	7,633	8,054	8,188	8,394	8,530
	選別残渣(不燃・粗大)	503	392	462	444	420
	選別残渣(びん・かん)	164	87	132	130	109
	選別残渣(ペットボトル)	25	18	32	25	22
	選別残渣(その他プラスチック)	82	56	52	61	34
焼却処理量		33,620	33,848	33,777	33,732	33,658
搬出量	飛灰	2,637	2,697	2,773	2,838	3,081
	不燃残渣	553	516	458	451	509
	鉄	177	230	249	235	231
	合計	3,368	3,442	3,480	3,524	3,821

注) 平成 27 年度の搬出量(飛灰)の増加は坂戸市のごみを受け入れていたことが影響しているものと考えられる。

イ. 破碎・選別処理量

川角リサイクルプラザでは、燃やせないごみ及び不燃系粗大ごみを破碎・選別処理後、アルミ、スチール等の資源を回収している。

破碎・選別処理量は、平成 23 年度以降減少傾向である。

回収した資源（アルミ、スチール、廃家電等）は、平成 27 年度で 727 t であり、破碎・選別処理量の約 41% である。

表 4.20 破碎・選別処理実績

年度			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
搬入量	家庭系不燃ごみ	t/年	1,868	1,613	1,704	1,787	1,869	
	燃やせないごみ	t/年	1,806	1,564	1,671	1,752	1,829	
	不燃系粗大ごみ	t/年	62	49	33	35	40	
	事業系不燃ごみ	t/年	12	11	12	11	15	
	合計	t/年	1,880	1,624	1,716	1,798	1,885	
破碎・選別処理量			t/年	1,900	1,648	1,716	1,798	1,885
搬出量	アルミ	t/年	54	49	33	25	65	
	スチール	t/年	644	549	470	432	542	
	廃家電等	t/年	143	71	117	76	52	
	選別残渣(不燃物)	t/年	819	744	775	834	777	
	選別残渣(可燃物)	t/年	241	235	321	430	449	
	合計	t/年	1,900	1,648	1,716	1,798	1,885	

年度			t/年	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
搬入量	家庭系不燃ごみ	t/年		1,901	1,872	1,860	1,784	1,760
	燃やせないごみ	t/年		1,863	1,839	1,830	1,758	1,735
	不燃系粗大ごみ	t/年		39	33	30	26	25
	事業系不燃ごみ	t/年		12	14	12	10	8
	合計	t/年		1,914	1,886	1,872	1,794	1,769
破碎・選別処理量			t/年	1,914	1,886	1,872	1,794	1,769
搬出量	アルミ	t/年		39	23	45	22	46
	スチール	t/年		413	636	484	485	453
	廃家電等	t/年		182	216	202	192	228
	選別残渣(不燃物)	t/年		776	619	679	650	621
	選別残渣(可燃物)	t/年		503	392	462	444	420
	合計	t/年		1,914	1,886	1,872	1,794	1,769

ウ. びん・かん類

川角リサイクルプラザでは、びん・かん類を選別処理し、カレット（無色、茶色、その他の色）、生きびん、アルミ缶、スチール缶を回収している。

びん・かん類の処理量は、減少傾向であり、平成 27 年度で 1,205 t である。

資源（カレット、生きびん、アルミ缶、スチール缶）の回収量は、カレット（無色、茶色、その他の色）620 t、生きびん 3 t、アルミ缶プレス 170 t、スチール缶プレス 141 t であり、処理量の約 78% である。

表 4.21 びん・かん類処理実績

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
搬入量		t/年	1,375	1,286	1,240	1,250	1,250
びん・かん類処理量		t/年	1,375	1,286	1,240	1,250	1,250
搬出量	カレット無色	t/年	168	171	171	279	281
	カレット茶色	t/年	155	168	192	235	244
	カレットその他の色	t/年	44	41	63	115	116
	生きびん	t/年	11	10	8	8	7
	アルミ缶プレス	t/年	146	140	113	149	181
	スチール缶プレス	t/年	153	165	154	161	153
	選別残渣(不燃物)	t/年	539	448	382	201	170
	選別残渣(可燃物)	t/年	159	142	158	104	98
	合計	t/年	1,375	1,286	1,240	1,250	1,250

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
搬入量		t/年	1,244	1,230	1,230	1,233	1,205
びん・かん類処理量		t/年	1,244	1,230	1,230	1,233	1,205
搬出量	カレット無色	t/年	294	291	284	269	284
	カレット茶色	t/年	235	239	233	222	222
	カレットその他の色	t/年	127	116	120	129	114
	生きびん	t/年	7	5	5	4	3
	アルミ缶プレス	t/年	15	226	160	165	170
	スチール缶プレス	t/年	150	130	101	123	141
	選別残渣(不燃物)	t/年	253	137	194	191	161
	選別残渣(可燃物)	t/年	164	87	132	130	109
	合計	t/年	1,244	1,230	1,230	1,233	1,205

エ. ペットボトル

川角リサイクルプラザでは、搬入されたペットボトルから異物を除去し、ペットボトルを圧縮梱包したあと資源化をしている。

ペットボトル処理量は、年度による増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向である。

ペットボトル処理量の約 90%を資源（べール品）として搬出している。

表 4.22 ペットボトル処理実績

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
搬入量		323	330	304	303	326	
ペットボトル処理量		t/年	323	330	304	303	326
搬出量	ペットボトルべール品	t/年	288	293	285	293	306
	選別残渣(可燃物)	t/年	36	37	19	10	20
	合計	t/年	323	330	304	303	326

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
搬入量		335	329	340	336	327	
ペットボトル処理量		t/年	335	329	340	336	327
搬出量	ペットボトルべール品	t/年	311	311	309	311	305
	選別残渣(可燃物)	t/年	25	18	32	25	22
	合計	t/年	335	329	340	336	327

オ. その他容器包装プラスチック

川角リサイクルプラザでは、搬入されたその他容器包装プラスチックから異物を除去し、その他容器包装プラスチックを圧縮梱包し、資源化している。

その他容器包装プラスチック処理量は、減少傾向にあり、平成 27 年度で 766 t である。

その他容器包装プラスチック処理量の約 95%を資源（ベール品）として搬出している。

表 4.23 その他容器包装プラスチック処理実績

年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
搬入量		905	898	852	834	838
その他容器包装プラスチック処理量	t/年	905	898	852	834	838
搬出量	その他プラベール品	860	862	804	778	755
	選別残渣(可燃物)	45	36	48	57	83
	合計	905	898	852	834	838

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
搬入量		820	789	805	787	766
その他容器包装プラスチック処理量	t/年	820	789	805	787	766
搬出量	その他プラベール品	738	733	753	726	732
	選別残渣(可燃物)	82	56	52	61	34
	合計	820	789	805	787	766

8. 最終処分

(1) 最終処分方法

組合は最終処分場を所有していないことから、民間の埋立処分場に最終処分を委託している。

(2) 最終処分実績

最終処分実績は、表 4.24 に示すとおりである。

最終処分量は、平成 24 年度まで減少傾向であったが、平成 25 年度以降増加傾向である。特に、焼却施設からの飛灰が増加している。

最終処分率（最終処分量／総排出量）は、10%前後で推移している。なお、平成 27 年度は、10.5%に増加しているが、これは高倉クリーンセンターで坂戸市のごみを焼却処理したため最終処分率が増加したものと考えられる。

表 4.24 最終処分実績

年度			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
高倉クリーンセンター	飛灰	t/年	2,908	2,898	2,643	2,632	2,602
	不燃残渣	t/年	585	469	482	526	528
川角リサイクルプラザ	選別残渣	t/年	819	744	775	834	777
	燃やせないごみ(不燃物) びん・かん類	t/年	539	448	382	201	170
最終処分量		t/年	4,850	4,559	4,282	4,193	4,077
最終処分率		%	10.6	10.4	10.0	9.9	9.7

年度			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
高倉クリーンセンター	飛灰	t/年	2,637	2,697	2,773	2,838	3,081
	不燃残渣	t/年	553	516	458	451	509
川角リサイクルプラザ	選別残渣	t/年	776	619	679	650	621
	燃やせないごみ(不燃物) びん・かん類	t/年	253	137	194	191	161
最終処分量		t/年	4,219	3,969	4,104	4,130	4,371
最終処分率		%	10.0	9.4	9.8	9.9	10.5

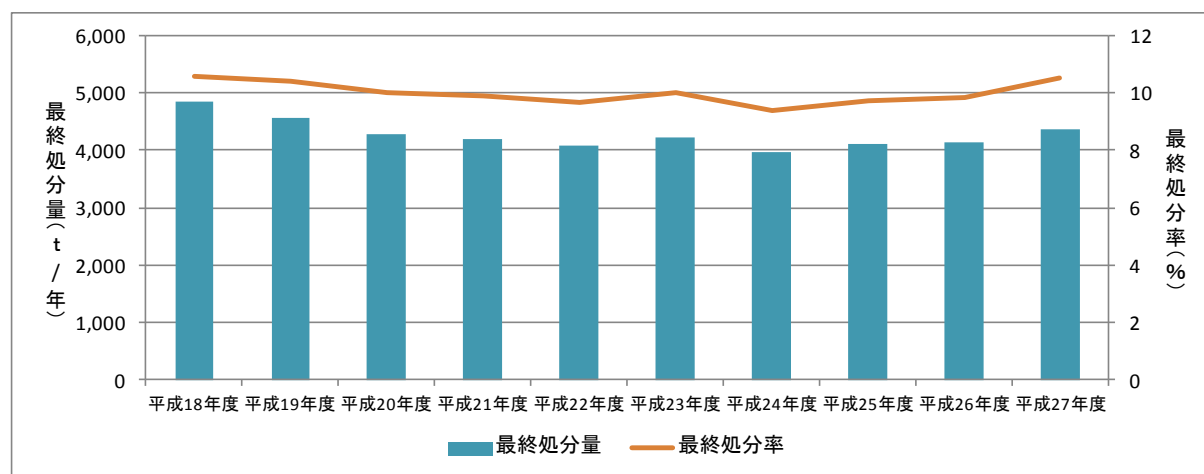


図 4.11 最終処分実績

9. ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は表 4.25 及び図 4.12 に示すとおりである。

ごみ処理経費は増加しており、平成 27 年度で約 21 億円、ごみ処理 1 t 当たり 52 千円である。特に、平成 26 年度から、高倉クリーンセンターの延命化工事のため費用が増加している。

表 4.25 ごみ処理経費の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
処理量 t	40,676	40,868	40,612	40,449	40,077
費用(円)					
総務・議会費	163,489,089	150,331,365	148,948,802	151,975,332	157,297,950
高倉クリーンセンター費	821,300,973	860,991,547	924,965,622	1,121,763,331	1,698,818,328
川角リサイクルプラザ費	195,350,400	183,471,001	182,546,259	220,150,320	242,623,999
合計	1,180,140,462	1,194,793,913	1,256,460,683	1,493,888,983	2,098,740,277
処理 1 t 当たり費用	29,013	29,235	30,938	36,933	52,368

※周辺対策事業費、更新施設諸経費及び公債費を含まない。

ごみ処理量には、集団資源回収を含まない。

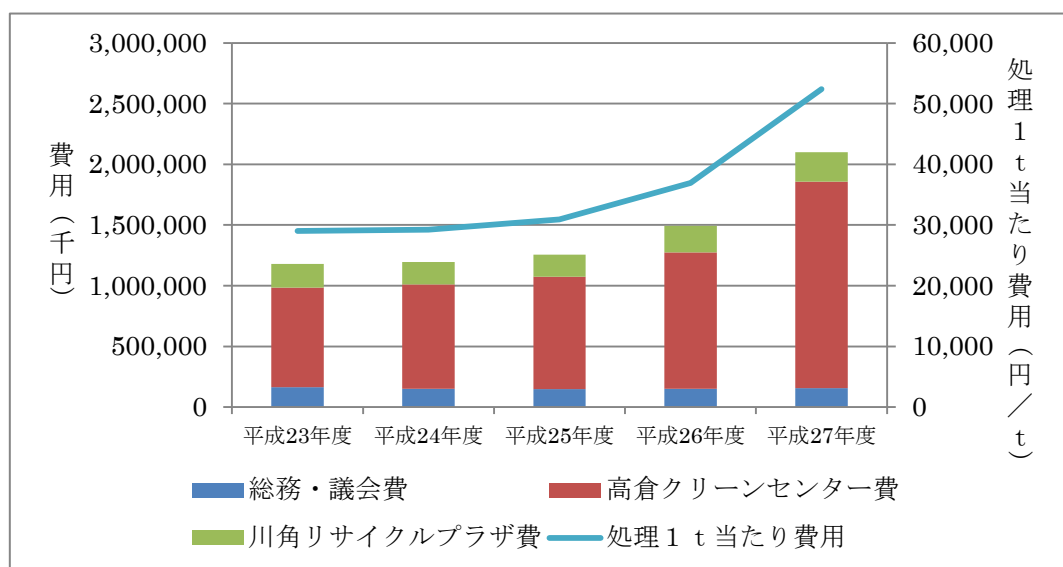


図 4.12 ごみ処理経費の推移

10. 現状の評価

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画第6次改訂版における目標値と平成27年度における実績の比較は、表4.26に示すとおりである。

- ・排出量原単位は、目標が平成36年度において905 g/人日であるところ、平成27年度実績は863 g/人日であり、目標を達成している。
- ・資源化率は、目標が平成36年度において27.0%以上であるところ、平成27年度実績は17.4%であり、目標を達成していない。
- ・最終処分率は、目標が平成36年度において4.0%以下であるところ、平成27年度実績は10.5%であり、目標を達成していない。

排出量については、平成27年度実績において第6次改訂版における目標値を達成しているが、資源化率及び最終処分率は達成していない。資源化率及び最終処分率の目標設定は焼却灰の資源化を前提としており、現在検討を進めている状況である。

表 4.26 ごみ処理基本計画（第6次改訂版）における目標値と現状の比較

項目	目標	第6次改訂版における目標	平成27年度
		平成36年度(目標)	(実績)
排出量原単位(g/人日)		905 以下	863
資源化率(%)		27.0 以上	17.4
最終処分率(%)		4.0 以下	10.5

第2節 ごみ処理の課題

①排出量

- ・組合全体でみると、家庭系ごみ量は減少傾向であり、事業系ごみ量は増加傾向である。
- ・現状で1人1日当たり排出量は、国や埼玉県の平均値と比較して少ないが、3Rの推進及びごみ処理経費削減の観点から、ごみの減量化を推進する必要がある。

②資源化

- ・ごみの減量化、製品素材の軽量化、店舗等による店頭資源回収の普及等により、資源化量は減少傾向である。
- ・3R推進の観点から、引き続き資源化を推進していく必要がある。
- ・また、資源の有効利用、最終処分量の減量化の観点から、焼却灰等の資源化を検討する必要がある。

③収集・運搬

- ・ごみの分別区分について周知徹底されていると考えられるが、引き続き分別の徹底を図る必要がある。
- ・今後の社会情勢の変化を踏まえて、効率的な分別方法、排出方法、収集方法等を検討していく必要がある。

④中間処理

- ・施設面では計画的な維持管理・施設整備の実施、財政面では経費の効率化・平準化を図ることで、組合が管理運営するごみ処理施設（高倉クリーンセンター、川角リサイクルプラザ）の安定稼働を継続していく必要がある。
また、ごみ処理事業の前提となる施設の周辺住民の理解・協力を、継続して得ることができるよう、ごみ処理施設を管理運営する必要がある。
- ・高倉クリーンセンターは稼働後21年が経過し老朽化が進行している。安定したごみ処理を継続するため、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設の建設を推進していく。
- ・川角リサイクルプラザは、主要設備の性能がリサイクルの進展など現在の社会情勢に対応しきれておらず、単なる設備の補修・更新だけでなく社会情勢にあった設備の改修が必要となっている。

⑤最終処分

- ・構成市町及び組合では最終処分場を所有していないことから、ごみの安定処理を図るため、最終処分先の確保を図る必要がある。
- ・資源の有効利用、最終処分量の減量化の観点から、焼却灰等の資源化を図る必要がある。

⑥ごみ処理経費

- ・ごみ処理経費は年間 10 億円を上回り、近年は、高倉クリーンセンター延命化工事のため更に多額の経費がかかっている。そのため、ごみ処理経費節減のための取組みを検討していく必要がある。

第5章 ごみ処理の基本方針

第1節 ごみ処理の基本理念

構成市町及び組合は、連携のもとにごみの発生前の段階から処理に至るまで、住民及び事業者に対する3Rを基本とした指導及び啓発を一層推進し、循環型社会の構築を目指すこととする。これに伴い、排出されたごみの資源化及び減量化を最適に行うための処理施設及び処理体制の整備に努めることとする。

基本理念	環境負荷を低減する循環型社会の構築
------	-------------------

第2節 ごみ処理の基本方針

本計画における基本理念を、「環境負荷を低減する循環型社会の構築」とし、これを達成するための基本方針を次のように定めるものとする。

基本方針	①住民・事業者・行政による協働の取組みとして、ごみの排出抑制と資源化を推進する。
	②環境負荷を低減し循環型社会を構築する基盤整備を推進する。

- (1) 住民・事業者・行政による協働の取組みとしてごみの排出抑制と資源化・減量化を推進する。

ごみの排出抑制と資源化、減量化を進めるため、住民、事業者及び行政による情報の共有化を基盤として、住民及び事業者の排出抑制、再使用、分別の徹底による資源化の推進を図るとともに、リサイクルに関する市民や町民による活動や民間事業者を支援する。

- ・住民及び事業者が協力できる排出抑制、ごみの分別と資源化を検討する。
- ・リサイクルを推進する市民や町民による活動の育成と支援を行う。
- ・経済的インセンティブを活用したごみの減量化を検討する。

- (2) 環境負荷を低減し循環型社会を構築する基盤整備を推進する。

ごみ処理に要する経費及びエネルギーコストも重視した環境行政の在り方も検討する必要がある。

また、組合の最も重要な責務であるごみの適正処理のための施設整備も推進する必要がある。

- ・従来の処理に捉われない3Rの考え方を生かした取組みを検討する。
- ・従前の仕組に捉われない住民及び民間事業者との連携と力を活かした新たな施設管理運営等の取組みを検討する。
- ・焼却施設における熱エネルギーの高度利用方式導入と資源化率の向上を目指す取組みを検討する。

第3節 ごみ処理の目標

1. ごみ処理の目標

各市町の総合振興計画で掲げているとおり、ごみの減量化・資源化に取り組んでいくものとし、発生抑制・資源化・最終処分の目標を設定する。

発生抑制の目標については、総合振興計画で掲げている目標値を設定した根拠データの基準となる年度にバラつきがあることから、その目標値をベースに、直近のごみ排出量の推移を踏まえて設定する。

なお、家庭系ごみについては1人1日当たり排出量、事業系ごみについては年間ごみ排出量を目標値として設定する。

資源化の目標については、ごみの発生抑制を第一に、排出されるごみの分別徹底の取組みを継続しつつ、(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の稼働に併せた灰の資源化を検討・実施するものとして設定する。

最終処分の目標については、上記の発生抑制、資源化の取組みを実施するものとして設定する。

表5.1 ごみ処理の目標

	平成 27 年度 (現状)	平成 33 年度 (中間目標)	平成 38 年度 (最終目標)
家庭系ごみ 1人1日当たり排出量(g/人日)	685	平成 27 年度比 1.5%削減	平成 27 年度比 2.7%削減
事業系ごみ 事業系ごみ量(t/年)	8,539	平成 27 年度比 2.7%削減	平成 27 年度比 5%削減
資源化率(%)	17.4	(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の稼働に併せて灰の資源化を開始し、平成 38 年度において 22.0%を目指す。	
最終処分率(%)	10.5	(仮称) 鳩山新ごみ焼却施設の稼働に併せて灰の資源化を開始し、平成 38 年度において 4.9%を目指す。	

2. 各市町の家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量目標

各市町の家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量目標は、表 5.2 に示すとおりである。市町ごとにごみ排出量の推移の傾向が異なるため、排出量目標も異なる。

表5.2 各市町の家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量目標

市町名	家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量目標
鶴ヶ島市	燃やせるごみ、不燃系粗大ごみ、資源物のうちその他容器包装プラスチック、新聞、ダンボール、雑紙及び集団回収の紙が減少傾向を示している。ごみの発生抑制に継続的に取り組み、分別を徹底させ鶴ヶ島市の 1 人 1 日当たり排出量は平成 38 年度に 3.0%減を目指す。
毛呂山町	不燃系粗大ごみ、資源物のうちびん・かん類、その他容器包装プラスチック、新聞、ダンボール、雑紙、紙パック及び集団回収の新聞、布、生きびんが減少傾向を示している。ごみの発生抑制に継続的に取り組み、分別を徹底させ毛呂山町の 1 人 1 日当たり排出量は平成 38 年度に 2.8%減を目指す。
鳩山町	燃やせるごみ及び燃やせないごみが横ばい傾向であり、資源物のうち新聞、雑紙、布類及び集団回収の金属が減少傾向を示している。ごみの発生抑制に継続的に取り組み、分別を徹底させ鳩山町の 1 人 1 日当たり排出量は平成 38 年度に 1.3%減を目指す。
越生町	燃やせるごみ及び燃やせないごみが横ばい傾向であり、資源物のうちびん・かん類、新聞、ダンボール、雑紙、布類及び集団回収の生きびんが減少傾向を示している。ごみの発生抑制に継続的に取り組み、分別を徹底させ越生町の 1 人 1 日当たり排出量は平成 38 年度に 1.1%減を目指す。

表5.3 市町ごとの家庭系ごみ 1 人 1 日当たり排出量 (g/人日)

市町 \ 年度	平成 27 年度 (現状)	平成 33 年度 (中間目標)	平成 38 年度 (最終目標)
鶴ヶ島市	657	647 (平成 27 年度比 1.5%減)	637 (平成 27 年度比 3.0%減)
毛呂山町	699	688 (平成 27 年度比 1.5%減)	679 (平成 27 年度比 2.8%減)
鳩山町	752	744 (平成 27 年度比 1.0%減)	742 (平成 27 年度比 1.3%減)
越生町	729	723 (平成 27 年度比 0.9%減)	721 (平成 27 年度比 1.1%減)

3. 各市町の事業系ごみ排出量目標

事業系ごみは近年増加傾向を示しているが、各市町において平成 38 年度までに 5.0%減を目指す。

表5.4 各市町の事業系ごみ排出量目標（t/年）

市町	年度	平成 27 年度 (現状)	平成 33 年度 (中間目標)	平成 38 年度 (最終目標)
鶴ヶ島市		4,751	4,622 (平成 27 年度比 2.7%減)	4,514 (平成 27 年度比 5.0%減)
毛呂山町		2,753	2,678 (平成 27 年度比 2.7%減)	2,615 (平成 27 年度比 5.0%減)
鳩山町		569	554 (平成 27 年度比 2.7%減)	541 (平成 27 年度比 5.0%減)
越生町		465	453 (平成 27 年度比 2.6%減)	442 (平成 27 年度比 5.0%減)

第6章 ごみ排出量等の将来推計

第1節 将来推計人口

将来推計人口は、表 6.1 に示すとおりである。

表6.1 将来推計人口

項目 \ 年度		実績	予測	
		平成 27 年度	平成 33 年度	平成 38 年度
人口 (人)	鶴ヶ島市	70,019	69,772	68,556
	毛呂山町	34,865	33,122	31,539
	鳩山町	14,306	13,757	13,207
	越生町	12,032	11,469	10,944
	合計	131,222	128,120	124,246

3月31日現在

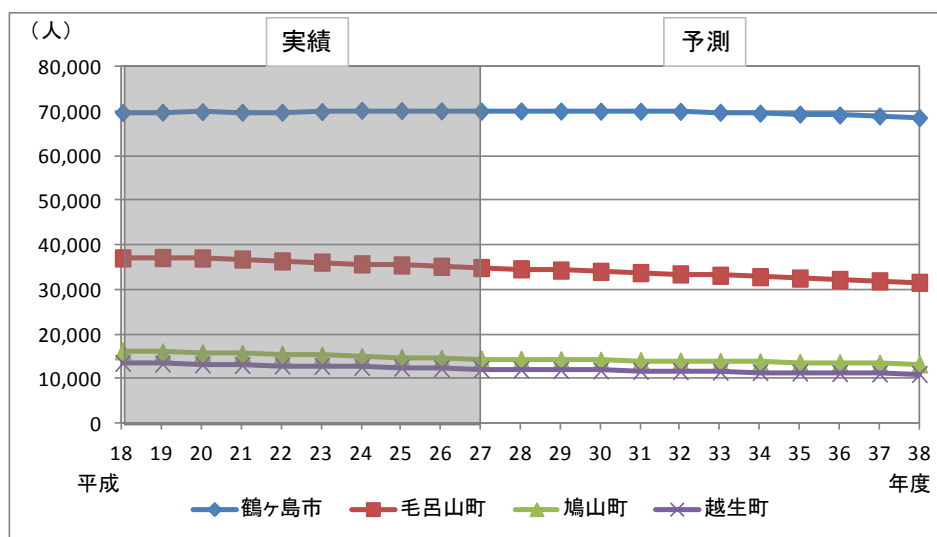


図7.1 将来推計人口

第2節 ごみ・資源排出量

ごみ・資源排出量の将来推計は、表 6.2 に示すとおりである。

表 6.2 ごみ・資源排出量の将来推計

単位:t/年

項目	年度	実績	予測		平成27年度比	
		平成27年度	平成33年度	平成38年度	平成33年度	平成38年度
家庭系ごみ・資源	鶴ヶ島市	16,423	16,136	15,628	-1.7%	-4.8%
	毛呂山町	8,419	7,907	7,454	-6.1%	-11.5%
	鳩山町	3,810	3,616	3,461	-5.1%	-9.2%
	越生町	2,886	2,717	2,584	-5.9%	-10.5%
	組合計	31,538	30,376	29,127	-3.7%	-7.6%
集団回収	鶴ヶ島市	412	352	316	-14.7%	-23.4%
	毛呂山町	495	408	364	-17.6%	-26.4%
	鳩山町	128	122	117	-4.6%	-8.5%
	越生町	325	310	297	-4.8%	-8.8%
	組合計	1,361	1,192	1,094	-12.4%	-19.6%
事業系	鶴ヶ島市	4,751	4,622	4,514	-2.7%	-5%
	毛呂山町	2,753	2,678	2,615	-2.7%	-5%
	鳩山町	569	554	541	-2.7%	-5%
	越生町	465	453	442	-2.6%	-5%
	組合計	8,539	8,307	8,112	-2.7%	-5%
総排出量	鶴ヶ島市	21,587	21,110	20,458	-2.2%	-5.2%
	毛呂山町	11,667	10,993	10,433	-5.8%	-10.6%
	鳩山町	4,507	4,292	4,119	-4.8%	-8.6%
	越生町	3,677	3,480	3,323	-5.4%	-9.6%
	組合計	41,437	39,875	38,333	-3.8%	-7.5%

第7章 ごみ処理基本計画

第1節 基本的事項

1. 対象地域

対象地域は、鶴ヶ島市、毛呂山町、鳩山町、越生町の区域内全域とする。

2. 処理対象ごみ

処理対象ごみは、次のとおりとする。

- ・家庭から排出される一般廃棄物
- ・事業所から排出される一般廃棄物

3. ごみ処理体制

ごみ処理体制は、表7.1に示すとおりとする。

表7.1 ごみ処理体制

	実施主体	実施体制
排出抑制	構成市町・組合	構成市町・組合
収集・運搬	組合	一部直営・委託・協定
中間処理	組合	一部直営・委託
最終処分	組合	委託

4. ごみ処理フロー

将来のごみ処理フローは、図7.1に示すとおりである。

分別区分

中間処理

資源化・最終処分

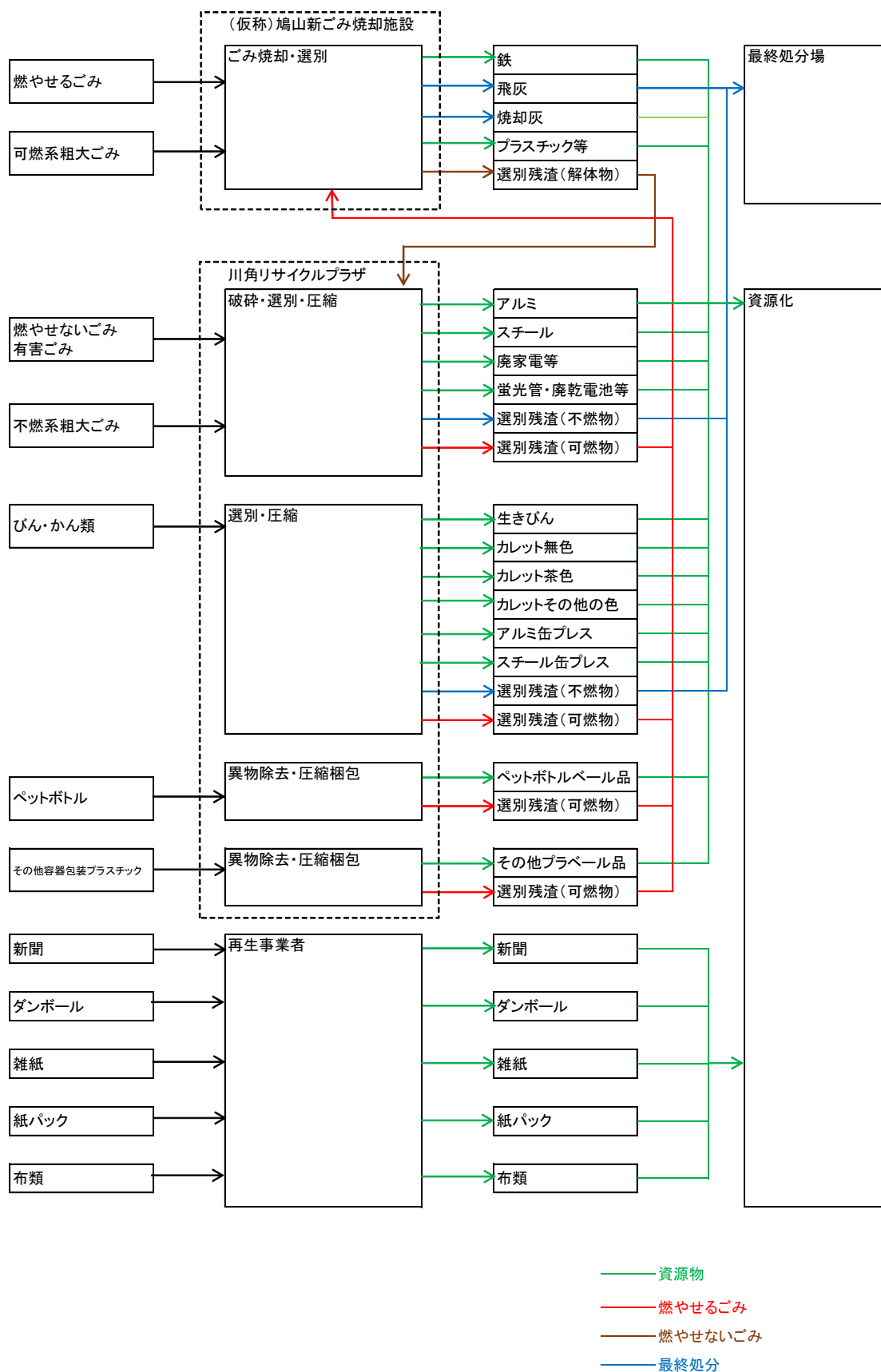


図 7.1 将来のごみ処理フロー

第2節 発生抑制・排出抑制

ごみの発生抑制・排出抑制を推進するため、以下の事項に取り組んでいく。

1. 情報の共有化と啓発活動の推進

(1) 多様な広報活動による情報発信と排出抑制及び資源化の呼びかけ

組合及び構成市町の広報等によりごみ処理量や資源化の状況等を住民に知らせ、組合の課題の共有化を図るとともに、排出抑制及び資源化の必要性を呼びかける。

(2) 分別収集の啓発と協力要請

本組合の実施する分別収集の必要性和効果等について、住民への周知・啓発に努め協力を要請する。

(3) ごみ処理関連施設の見学会の実施

構成市町と組合との連携のもとに、住民を対象としたごみ処理関連施設（高倉クリーンセンター、川角リサイクルプラザ）見学会を通してごみ処理とリサイクルの実態を知ってもらい、ごみの分別や減量化の必要性など理解と協力を促す。

(4) 環境教育への取り組み

学校及び市民や町民による活動団体との連携のもとに、ごみの減量及び資源化を含んだ環境教育を、学校及び地域社会全体での学習として取り組んでいく。

2. ごみの発生抑制と減量化の推進（リデュース）

(1) 使い捨ての自粛

住民に対して、使い捨て商品の安易な購入及び使用を自粛するように呼びかけるとともに、詰替商品の利用奨励等により、ごみの排出抑制を図る。

(2) 生ごみの水切り及び簡易包装、マイバッグによるレジ袋等の削減

燃やせるごみの減量化のために、燃やせるごみの水分量の情報提供を行うなど生ごみの水切りを促進する。

また、構成市町との連携のもと住民と事業者への働きかけを行うなど簡易・適正包装商品の選択、商品の過剰包装の拒否を奨励するとともに、マイバッグ持参の呼びかけや具体的なレジ袋削減への取り組みを進め、ごみの発生抑制を推進する。

(3) 生ごみの堆肥化に関する構成市町と組合との情報共有化等の連携

生ごみ減量化のため、生ごみ処理機器の普及を促進する（毛呂山町及び越生町）。

また、生ごみの堆肥化については、構成市町と組合との連携のもとに、それぞれの地域の特色を生かした取り組みを進め、資源化とごみ処理量の減量化を引続き推進する。

(4) 民間回収ルートの周知と活用の奨励

白色トレイ、ペットボトル、リターナブルびん、充電池等民間による店頭回収をはじめ回収ルートのあるものは、広報やリサイクルガイドブックによる回収ルートの周知を進め、販売店等に返却するよう住民への呼びかけを行う。

(5) 事業系ごみの資源化促進等削減対策の推進

事業者に対して、紙、容器包装プラスチック等の分別の指導強化を行い、ごみの排出抑制及び資源化を促進する。

(6) ごみ処理手数料の見直しや家庭ごみ有料化導入の検討

受益者負担の公平化やごみの減量及び資源化による環境負荷の低減とごみ処理コストの応分の負担等を目的として、事業系をはじめとするごみ処理手数料の適正化を図る。

また、家庭系持込みごみ及び粗大ごみについては有料化が進められてきたが、組合が収集する家庭ごみについては、経済的インセンティブを活用したごみの排出抑制や再生利用等によるごみ減量の推進、負担の公平化、ごみ処理コストに対する住民意識の向上及びごみ処理コストへの財政負担の軽減等を考慮して、構成市町との連携のもとに家庭ごみ有料化の導入を検討する。

3. 民の力との連携による再使用（リユース）と再生利用（リサイクル）の推進

(1) 住民参加と協働によるリサイクルプラザの積極的な活用

川角リサイクルプラザのプラザ機能を活かし、リサイクルに関する市民や町民による活動支援などを通じ住民参加と協働による廃棄物の再使用及び再生利用を図るとともに、住民が積極的に川角リサイクルプラザを活用できる効果的な運営を行う。

※リサイクルに関する市民や町民による活動とは、物（ごみ）を出す人から組合（行政）を通して再生する人（人材）の手に掛かり購入者（出す人）へと繋がる三者協働の循環型社会形成に向けた市民や町民による活動への組合の支援をいう。

(2) 民間リサイクル活用による再使用、再生利用の推進

民間リサイクル事業者の多様化が進む中で、住民の民間リサイクルの活用を促進することは再使用及び再生利用を進める上で非常に効果的であり、リサイクルガイドブックを発行しその活用啓発を図る。

(3) 民間リサイクルとの連携による再使用、再生利用の推進

川角リサイクルプラザの資源化機能にとどまることなく、多様な機能を持つ民間リサイクルとの連携を推進し、自転車、廃家電、ふとん等の再生利用を図る。

(4) 資源物の分別排出の徹底

その他容器包装プラスチック、容器包装紙、ペットボトル及びびん・かん類等の容器包装の資源化を促進するために分別排出の徹底を周知啓発する。

(5) グリーン購入の推進

組合は、リサイクルを促進するために住民、事業者の模範となるよう自ら再生品の使用、資源物の分別排出を率先して実施する。

また、商品購入の際に、ライフサイクルの長い製品、リサイクル可能な商品、再生品等できる限り環境への負荷が少ない商品等を選択する。

第3節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬実施主体

家庭系ごみは、分別区分に従ってごみ集積所等指定の場所に排出されたごみを組合が収集するか、排出者自ら搬入するものとする。

事業系ごみは、許可業者又は、排出者自ら直接搬入するものとする。

2. 分別区分

ごみの分別区分は、以下のとおりとする。

- ・ 燃やせるごみ
- ・ 燃やせないごみ
- ・ 有害ごみ
- ・ 資源物 びん・かん類
 ペットボトル
 その他容器包装プラスチック
 紙・布類（新聞紙、ダンボール、雑紙、紙パック、布類）
- ・ 粗大ごみ（可燃系粗大ごみ、不燃系粗大ごみ）

3. 収集・運搬方法

収集・運搬方法は、表 7.2 に示すとおりである。

表 7.2 収集・運搬方法

分別区分		実施体制	排出場所	排出方法	収集頻度
燃やせるごみ		委託	集積所	白色半透明袋	週 2 回
燃やせないごみ		委託		白色半透明袋	月 2 回
有害ごみ		委託		白色半透明袋・透明袋	月 2 回
資源物	びん・かん類	委託		透明袋	月 2 回
	ペットボトル	委託		透明袋	月 2 回
	その他容器包装プラスチック	委託		透明袋	週 1 回
	紙・布類 （新聞紙・ダンボール・雑紙・紙パック・布類）	協定		種類毎にひもで十字に縛る	月 2 回
粗大ごみ		直営	各戸	—	月～金

4. 収集・運搬量

収集・運搬量は、表 7.3 に示すとおりである。平成 27 年度の実績より、燃やせるごみの 95%、燃やせないごみの 78%及び資源物の 100%が収集・運搬量であるとして推計した。

表 7.3 収集・運搬量

単位：t

項目	年度	実績	予測	
		平成27年度	平成33年度	平成38年度
収集ごみ		29,909	28,798	27,605
	燃やせるごみ	23,302	22,531	21,709
	燃やせるごみ	23,224	22,454	21,635
	可燃系粗大ごみ	78	77	74
	燃やせないごみ	1,373	1,340	1,296
	燃やせないごみ	1,347	1,315	1,274
	不燃系粗大ごみ	25	25	22
	資源物	5,234	4,928	4,599
	びん・かん類	1,205	1,148	1,101
	ペットボトル	327	318	309
	その他容器包装プラスチック	766	724	684
	新聞	768	683	582
	ダンボール	707	669	617
	雑紙	1,115	1,052	986
	紙パック	13	13	12
	布類	333	321	308

第4節 中間処理計画

排出されたごみを適正に処理し、資源化を促進するとともに、最終処分量を極力削減する。

1. 中間処理方法

燃やせるごみ、可燃系粗大ごみは、焼却処理する。

燃やせないごみ、不燃系粗大ごみは、破碎・選別処理によって、アルミ、スチール、選別残渣（可燃物）、選別残渣（不燃物）に選別し、アルミ、スチールは資源化する。

資源物（びん・かん類、ペットボトル、その他容器包装プラスチック）は、選別処理し、カレット（無色、茶色、その他の色）、生きびん、かん類（アルミ缶・スチール缶）、ペットボトル、その他容器包装プラスチックをそれぞれ資源化する。

2. 施設整備方針

平成28年2月に策定した「廃棄物処理施設長期ビジョン」に基づき、施設の稼働期限を見据えた保全計画の策定・実行によって、計画的な維持管理・施設整備を行っていく。

（1）ごみ焼却施設

高倉クリーンセンター（ごみ焼却施設）は、老朽化が著しいことから、新たな施設として、（仮称）鳩山新ごみ焼却施設を建設する。

（2）破碎・選別施設

川角リサイクルプラザ（破碎・選別施設）は、主要設備の性能がリサイクルの進展など現在の社会情勢に対応しきれておらず、単なる設備の補修・更新だけでなく社会情勢にあった設備の改修を行う。

3. ごみ焼却施設の整備概要

表 7.4 ごみ焼却施設の整備概要

区分	計画内容
施設名称	（仮称）鳩山新ごみ焼却施設
事業主体名	埼玉西部環境保全組合
建設場所	埼玉県比企郡鳩山町大字泉井、熊井地内
施設規模	130t/日（65t/24h×2 炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ式
余熱利用	高効率ごみ発電（発電効率 14%以上）
工事期間	平成 30 年度～平成 34 年度

4. 余熱利用

（仮称）鳩山新ごみ焼却施設では、焼却処理に伴って発生する熱を回収し、積極的に有効利用（発電等）する。

5. 焼却灰等の有効利用

最終処分場の負荷軽減、資源の有効利用の観点から、ごみの焼却処理によって発生する焼却灰等をセメント原料等に有効利用することを検討する。

6. 中間処理量

（1）焼却処理量

焼却処理量は、表 7.5 に示すとおりである。

表 7.5 焼却処理量の予測

単位：t

		実績	予測	
		平成27年度	平成33年度	平成38年度
搬入量		33,658	32,587	31,507
	家庭系可燃ごみ	24,543	23,730	22,865
	事業系可燃ごみ	8,530	8,299	8,104
	選別残渣（不燃・粗大）	420	368	357
	選別残渣（びん・かん類）	109	117	112
	選別残渣（ペットボトル）	22	23	22
	選別残渣（その他容器包装プラスチック）	34	50	48
焼却処理量		33,658	32,587	31,507
搬出量	飛灰	3,081	2,662	964
	不燃残渣	509	486	2,250
	鉄	231	189	0
	合計	3,821	3,337	3,214

(2) 燃やせないごみ、不燃系粗大ごみ量

燃やせないごみ、不燃系粗大ごみ量は、表 7.6 に示すとおりである。

表 7.6 破碎・選別処理量の予測

単位：t

		実績	予測	
		平成27年度	平成33年度	平成38年度
搬入量		1,769	1,726	1,671
破碎処理量		1,769	1,726	1,671
搬 出 量	アルミ	46	38	37
	スチール	453	486	470
	廃家電等	228	140	136
	選別残渣(不燃物)	621	694	672
	選別残渣(可燃物)	420	368	357
	合計	1,769	1,726	1,671

(3) びん・かん類処理量

びん・かん類処理量は、表 7.7 に示すとおりである。

表 7.7 びん・かん類処理量の予測

単位：t

		実績	予測	
		平成27年度	平成33年度	平成38年度
搬入量		1,205	1,148	1,101
びん・かん類処理量		1,205	1,148	1,101
搬 出 量	カレット無色	284	229	220
	カレット茶色	222	197	189
	カレットその他	114	91	88
	生きびん	3	6	6
	アルミ缶プレス	170	134	129
	スチール缶プレス	141	131	126
	選別残渣(不燃物)	161	242	232
	選別残渣(可燃物)	109	117	112
	合計	1,205	1,148	1,101

(4) ペットボトル

ペットボトル処理量は、表 7.8 に示すとおりである。

表 7.8 ペットボトル処理量の予測

単位：t

		実績	予測	
		平成27年度	平成33年度	平成38年度
搬入量		327	318	309
ペットボトル処理量		327	318	309
搬 出 量	ペットボトルべール品	305	295	287
	選別残渣(可燃物)	22	23	22
	合計	327	318	309

(5) その他容器包装プラスチック

その他容器包装プラスチック処理量は、表 7.9 に示すとおりである。

表 7.9 その他容器包装プラスチック処理量の予測

単位：t

		実績	予測	
		平成27年度	平成33年度	平成38年度
搬入量		766	724	684
その他容器包装プラスチック処理量		766	724	684
搬 出 量	その他プラべール品	732	674	636
	選別残渣(可燃物)	34	50	48
	合計	766	724	684

第5節 最終処分計画

中間処理によって、減量化、減容化、無害化したごみを安定化するため埋立処分する。構成市町及び組合は、最終処分場を所有していないことから、最終処分の委託先を確保する。また、最終処分量を極力減量する。

1. 最終処分方法

最終処分方法は、民間委託とする。

なお、最終処分場の確保に努める。

2. 最終処分量

焼却灰の資源化を行うことにより目標年度である平成38年度の最終処分率は4.9%、資源化率は22.0%となる。

表 7.10 最終処分量の将来推計

単位：t

	実績	予測	
	平成27年度	平成33年度	平成38年度
飛灰	3,081	2,662	964
焼却灰※	509※	486※	0
選別残渣(不燃物)	621	694	672
選別残渣(びん・かん類)	161	242	232
合計	4,371	4,084	1,868
最終処分率(%)	10.5	10.2	4.9
資源化率(%)	17.4	16.9	22.0

※平成27年度と平成33年度は、高倉クリーンセンターから発生する不燃残渣を表す。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 収集又は受入れできない廃棄物への対処

組合では、組合において収集又は受入れできない廃棄物として以下に示す品目について、住民又は事業者が処理する際には専門の処理業者に依頼する等の方法を指導している。表 7.11 に示す品目は、本組合の示す収集又は受入れできない廃棄物の例であり、その他の品目についても、表中の特性を有するものについては、専門業者の紹介や情報提供を行う。

今後は、住民及び小規模事業者の利便上必要であり、かつ組合として処理技術の改善等により対応が可能となった物については、順次適正な処理に努めるものとする。

表 7.11 本組合の示す処理困難物（主なもの）

品目等 区分	品 目	特 性
現 状	消火器、ガスボンベ、ガソリン等の燃料類	爆発の危険性、破砕困難等
	注射器等感染性のある医療系廃棄物、薬液類及び同容器、廃油、毒物、劇物、動物の死骸、糞尿	有毒、有害
	建築廃材、土砂、コンクリート、レンガ、ブロック、灰、洗面台、便器、石膏、浴槽、ピアノ、耐火金庫、廃タイヤ、バッテリー、バイク、自動車部品、農業用ビニール、農業用機械	処理・処分の困難性、危険性、形状・重量的特性を有するもの

2. 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害により発生した廃棄物は、一般廃棄物として「地域防災計画」に基づく「災害廃棄物処理計画」により、生活環境保全及び公衆衛生上支障のない方法で迅速に、かつ現有の人員、機材及び処理施設で対応することを基本とする。特に甚大な被害の場合は、構成市町、県、他市町村及び廃棄物関係団体に対し応援を求め、緊急事態に対処する。

災害時に発生する一般廃棄物の処理に関し、仮置場の管理運営体制及び搬入ごみの分別区分並びに情報インフラが途絶えた中での住民への周知手段など、国の指針や県が策定中の災害廃棄物処理計画と整合のとれた災害廃棄物処理計画を検討する。

3. 不法投棄対策

地域の町内会等と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、環境パトロールによる指導、県等関係機関との連携によるパトロールの強化や啓発看板の設置などを行い、不法投棄の防止を図る。

4. 進行管理

本計画における目標と各施策を実施していくため、年度ごとに実施計画を策定し、年度ごとのごみ処理の状況や施策の実施について定める。今後は、各施策の進捗状況や効果などについて定期的に評価した上で対応を講じるなど、計画の適正かつ円滑な進行管理を図ることが必要なため、ごみ処理基本計画について Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、見直し評価を行う。

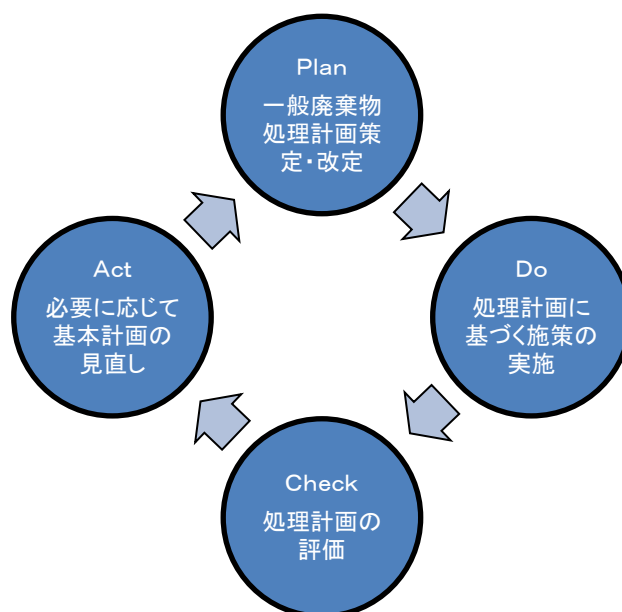


図 7.2 計画の進行管理